

随意契約一覧表

※政令とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令のことという

契約日	件名	契約金額(税込)(単位:円)			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案方式による決選の有無	学歴経験者等の市職員以外の者の参加の有無	学歴経験者等の市職員以外の者の参加者数	
		当初	変更経過	最終(現時点)								
001	令和5年04月01日	京都市文化芸術総合相談窓口業務等業務委託	25,399,999		25,399,999	文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課	公益財団法人京都市芸術文化協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
002	令和5年04月01日	「アート×ビジネス推進事業」事業実施に係る委託業務	9,999,999		9,999,999	文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課	公益財団法人京都市芸術文化協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
003	令和5年04月01日	「文化芸術授業(ようこそアーティスト)」事業実施に係る委託業務	17,300,000		17,300,000	文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課	公益財団法人京都市芸術文化協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
004	令和5年04月01日	「伝統公演授業(ようこそ和の空間)」事業実施に係る委託業務	6,800,000		6,800,000	文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課	公益財団法人京都市芸術文化協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
005	令和5年06月09日	令和5年度「カルチャープレナーの創造活動促進事業(カルチャープレナーアワード(仮称))」の企画・運営業務	9,900,000		9,900,000	文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課	リンクタイズ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
008	令和5年06月19日	令和5年度「カルチャープレナーの創造活動促進事業(カルチャープレナー等の交流・コミュニティ創出)」の企画・運営業務	5,000,000		5,000,000	文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課	株式会社ロフトワーク	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
007	令和5年06月29日	京都文化芸術オフィシャルサイト「KYOTO ARTBOX」の改修に係る委託業務	5,500,000		5,500,000	文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課	公益財団法人京都市芸術文化協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
008	令和5年04月01日	令和5年度京北文化遺産センター運営業務	5,100,000		5,100,000	文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課	公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
009	令和5年04月01日	令和5年度出土遺物保管管理業務等委託	70,000,000		70,000,000	文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課	公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
010	令和5年04月01日	令和5年度埋蔵文化財出土遺物文化財指定準備業務委託	8,381,000		8,381,000	文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課	公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
011	令和5年04月01日	令和5年度重要遺跡出土文化財整理業務委託	11,324,000		11,324,000	文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課	公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
012	令和5年04月01日	令和5年度国有文化財及び名勝雙ヶ岡等管理委託	41,475,500		41,475,500	文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課	公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
013	令和5年06月01日	深淵池生物群集追加指定予定地の境界確定及び土地地籍更正登記業務委託	5,879,300		5,879,300	文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課	公益社団法人京都公共嘱託登記士地家屋調査士協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
014	令和5年06月23日	埋蔵文化財発掘調査支援業務委託(雲林院跡)	4,576,000		5,181,000	文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課	公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
015	令和5年08月28日	令和5年度桂川横大路地区長岡京跡発掘調査支援業務	71,995,000		71,995,000	文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課	株式会社文化財サービス	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	物品			
018	令和5年04月01日	京都市セラ美術館事業企画推進業務	140,250,000		140,250,000	文化市民局美術館総務課	株式会社長谷ビル	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	過去に有		
017	令和5年04月01日	京都市セラ美術館(京都市美術館)等清掃業務	29,920,000		29,920,000	文化市民局美術館総務課	日本管財株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
018	令和5年04月01日	京都市動物園出張改札案内業務の委託料として	98,824,000		98,824,000	文化市民局動物園総務課	株式会社ワン・ワールド	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
019	令和5年04月01日	令和5年度京都市動物園植栽管理業務委託について	7,920,000		7,920,000	文化市民局動物園総務課	株式会社 洛北造園	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
020	令和5年04月01日	世界遺産二条城庭園維持管理業務委託	86,968,000		86,968,000	文化市民局文化芸術都市推進室元羅宮二条城事務所	樋口造園株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
021	令和5年04月01日	二条城外堀周辺樹木等維持管理業務委託	16,280,000		16,280,000	文化市民局文化芸術都市推進室元羅宮二条城事務所	樋口造園株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
022	令和5年04月01日	二条城警備業務委託	394,996,800		394,996,800	文化市民局文化芸術都市推進室元羅宮二条城事務所	セコム株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
023	令和2年04月01日	二条城清掃業務委託	127,894,800	123,488,000	119,488,400	文化市民局文化芸術都市推進室元羅宮二条城事務所	イオンデイライト株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
024	令和5年04月03日	二条城二之丸御殿障壁面壁面制作委託(令和5年度)	18,977,200		18,977,200	文化市民局文化芸術都市推進室元羅宮二条城事務所	有限会社川面美術研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
025	令和5年04月18日	令和5年度 重要文化財(美術工芸品)二条城二之丸御殿障壁面のうち27面の保存修理業務	99,264,000		99,264,000	文化市民局文化芸術都市推進室元羅宮二条城事務所	一般社団法人 国宝修理装演師連盟	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
028	令和5年07月18日	京都市元羅宮二条城整備工事設計業務委託(ただし、受変電設備その他改修工事基本設計及び実施設計業務委託)	16,280,000		16,280,000	文化市民局文化芸術都市推進室元羅宮二条城事務所	株式会社みやこ設備設計	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	工事			
027	令和5年08月02日	元羅宮二条城本丸御殿公開運営計画策定及びサイン等作成業務委託	9,900,000		9,900,000	文化市民局文化芸術都市推進室元羅宮二条城事務所	株式会社トータルメディア開発研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		

随意契約一覧表

※政令とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令のことという

契約日	件名	契約金額(税込)(単位:円)			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案方式による決選の有無	学歴経験者等の市職員以外の者の参加の有無	学歴経験者等の市職員以外の者の参加者数	
		当初	変更経過	最終(現時点)								
028	令和5年09月22日	京都市二条城本丸西堀重門及び長押堀他1種修繕工事	28,800,000		28,800,000	文化市民局 文化芸術都市推進室 元祿宮二条城事務所	伸和建設株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第7号	工事			
029	令和5年04月01日	「京都市犯罪被害者総合相談窓口」設置及び運営委託	6,355,000		6,355,000	文化市民局 くらし安全推進部 くらし安全推進課	公益社団法人京都犯罪被害者支援センター	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
030	令和5年04月01日	京都市民法律相談事業に係る業務委託	22,987,269		22,987,269	文化市民局くらし安全推進部消費生活総合センター	京都弁理士会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
031	令和5年04月01日	(契約) マイナンバーカード申請窓口の開設等に係る企画・運営業務委託	229,947,347		229,947,347	文化市民局地域自治推進室マイナンバーカード企画推進担当	キャリアリンク株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
032	令和5年04月01日	(契約) マイナポイント第二弾の申込支援及びマイナンバーカードセンターの混雑対策に係る運営業務委託	54,929,452		54,929,452	文化市民局地域自治推進室マイナンバーカード企画推進担当	キャリアリンク株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
033	令和5年04月01日	(契約) 証明書発行コーナー及び各区役所・支所におけるマイナンバーカード交付予約等受付に係る運営業務委託	79,830,100		89,250,700	文化市民局地域自治推進室マイナンバーカード企画推進担当	パーソルワークスデザイン株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
034	令和5年06月01日	(単価契約) 令和5年度京都市マイナンバーカード交付関連業務従事者派遣(6月追加)	予定総額 8,524,147		8,524,147	文化市民局地域自治推進室マイナンバーカード企画推進担当	株式会社ウィルエージェンシー	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
035	令和5年06月01日	(契約)京都市内郵便局における住民基本台帳ネットワークシステム用のCS統合端末の新設作業	予定総額 9,708,800		9,708,800	文化市民局地域自治推進室マイナンバーカード企画推進担当	日本電気株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
036	令和5年06月01日	(契約) マイナポイント第二弾の申込支援及びマイナンバーカードセンターの混雑対策に係る運営業務委託(後続契約)	33,732,800		33,732,800	文化市民局地域自治推進室マイナンバーカード企画推進担当	キャリアリンク株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	過去に有		
037	令和5年08月01日	(契約) マイナポイント第二弾の申込支援及びマイナンバーカードセンターの混雑対策に係る運営業務委託(後続契約(その2))	44,308,770		44,308,770	文化市民局地域自治推進室マイナンバーカード企画推進担当	キャリアリンク株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	過去に有		
038	令和5年08月21日	(単価契約) 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する京都市と日本郵便株式会社との契約	予定総額 12,584,352		12,584,352	文化市民局地域自治推進室マイナンバーカード企画推進担当	日本郵便株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
039	令和5年04月01日	電力調達(北区役所・本庁舎)について	予定総額 7,607,730		7,607,730	北区役所 地域力推進室	関西電力 株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	物品			
040	令和5年04月01日	電力調達(上京区役所)について	予定総額 16,736,963		16,736,963	上京区役所 地域力推進室	関西電力 株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	物品			
041	令和5年04月01日	電力調達(左京区役所)について	予定総額 22,185,230		22,185,230	左京区役所 地域力推進室	関西電力 株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	物品			
042	令和5年04月01日	電力調達(中京区役所)について	予定総額 18,142,848		18,142,848	中京区役所 地域力推進室	関西電力 株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	物品			
043	令和5年04月01日	電力調達(東山区役所・北館)について	予定総額 26,221,869		26,221,869	東山区役所 地域力推進室	関西電力 株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	物品			
044	令和5年04月01日	電力調達(東山区役所・南館)について	予定総額 10,699,793		10,699,793	東山区役所 地域力推進室	関西電力 株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	物品			
045	令和5年04月01日	電力調達(山科区役所)について	予定総額 9,863,495		9,863,495	山科区役所 地域力推進室	関西電力 株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	物品			
046	令和5年04月01日	電力調達(下京区役所)について	予定総額 15,359,865		15,359,865	下京区役所 地域力推進室	関西電力 株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	物品			
047	令和5年04月01日	電力調達(南区役所)について	予定総額 8,752,525		8,752,525	南区役所 地域力推進室	関西電力 株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	物品			
048	令和5年04月01日	電力調達(右京区役所京北出張所)について	予定総額 7,810,487		7,810,487	右京区役所京北出張所 地域力推進室	関西電力 株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	物品			
049	令和5年04月01日	電力調達(西京区役所・本所)について	予定総額 6,262,587		6,262,587	西京区役所 地域力推進室	関西電力 株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	物品			
050	令和5年04月01日	電力調達(西京区役所洛西支所)について	予定総額 13,782,489		13,782,489	西京区役所洛西支所 地域力推進室	関西電力 株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	物品			
051	令和5年04月01日	電力調達(伏見区役所)について	予定総額 14,291,308		14,291,308	伏見区役所 地域力推進室	関西電力 株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	物品			
052	令和5年04月01日	電力調達(伏見区役所深草支所)について	予定総額 14,236,408		14,236,408	伏見区役所深草支所 地域力推進室	関西電力 株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	物品			
053	令和5年04月01日	電力調達(伏見区役所醍醐支所)について	予定総額 8,631,745		8,631,745	伏見区役所醍醐支所 地域力推進室	関西電力 株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	物品			
054	令和5年04月01日	令和5年度(4月から6月まで)市民しんぶん等配布委託	予定総額 12,748,899		12,748,899	文化市民局地域自治推進室	株式会社デリバリーサービス	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			

随意契約一覧表

※政令とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令のことという

契約日	件名	契約金額（税込）（単位：円）			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案方式による決定の有無	学歴経験者等の市職員以外の者の参加の有無	学歴経験者等の市職員以外の者の参加者数	
		当初	変更経緯	最終（現時点）								
056	令和5年05月24日	時代に即した区庁舎整備のあり方検討調査（南区役所）	6,820,000		6,820,000	文化市民局 地域自治推進室	株式会社山下PMC	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
058	令和5年04月01日	土日開所・市民窓口システムバックアップ機器等保守	11,057,112		11,057,112	文化市民局 地域自治推進室	市民窓口システムハードウェア及びプログラムプロダクト保守に係るコンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
067	令和5年04月01日	市民窓口システム用機器に係るSEサポート	9,900,000		9,900,000	文化市民局 地域自治推進室	市民窓口システム用機器に係るSEサポートに係るコンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
058	令和5年04月01日	証明書コンビニ交付システム保守業務	10,350,120		10,350,120	文化市民局 地域自治推進室	日本電気株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
058	令和5年09月29日	住民記録システム及び印鑑登録システムの標準準拠システムへの移行に係るガバメントクラウド環境設定委託	41,971,875		41,971,875	文化市民局 地域自治推進室	住民記録システム及び印鑑登録システムの標準準拠システムへの移行に係るガバメントクラウド環境設定コンソーシアム	政令第11条第1項第2号	物品			
080	令和5年04月01日	戸籍システム パッケージ保守	28,203,980		28,203,980	文化市民局地域自治推進室	日本電気株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
081	令和5年04月01日	戸籍システム サポートセンター業務委託	6,435,000		6,435,000	文化市民局地域自治推進室	戸籍システム サポートセンター業務委託に係るコンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
082	令和5年04月01日	戸籍システム 運用保守業務委託	13,378,000		13,378,000	文化市民局地域自治推進室	戸籍システム 運用保守業務委託に係るコンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
083	令和5年04月01日	令和5年度京都市人権資料展示施設「ソラッティキ本」における人権啓発事業等実施業務委託について	5,999,400		5,999,400	文化市民局共生社会推進室	特定非営利活動法人 くらしネット21	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
064	令和5年04月01日	京都市人権資料展示施設「柳原銀行記念資料館」における人権啓発事業等実施業務委託	6,832,800		6,832,800	文化市民局共生社会推進室	柳原銀行記念資料館運営委員会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
085	令和5年04月01日	京都市ドメスティック・バイオレンス(DV)相談支援センターの業務委託	47,648,000		47,648,000	文化市民局共生社会推進室	社会福祉法人宏量福祉会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
088	令和5年04月01日	不安を抱える女性に寄り添った相談支援事業に係る業務委託	8,200,000		8,200,000	文化市民局共生社会推進室	公益財団法人京都市男女共同参画推進協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
067	令和5年06月27日	京都市共生社会推進室分室整備工事設計業務委託 ただし、耐震改修その他工事実施設計業務委託	9,735,000		9,735,000	文化市民局共生社会推進室	株式会社コム・キューブ	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	工事			
068	令和5年07月18日	京都市男女共同参画センター整備工事設計業務委託 ただし、天井その他改修工事基本設計及び実施設計業務委託	11,440,000		11,440,000	文化市民局共生社会推進室	株式会社みやこ設備設計	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	工事			
069	令和5年03月17日	宝が池公園スケートボード場等整備に伴う実施設計業務委託（園路整備他）	8,250,000		8,456,700	文化市民局市民スポーツ振興室	株式会社エース	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	工事			
070	令和5年04月01日	令和5年度 京都府・市町村共同公共施設案内予約システム運用業務委託	22,259,800		22,259,800	文化市民局市民スポーツ振興室	京都スポーツネットワーク	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
071	令和5年04月21日	歴史博物館運動公園における民間活力導入具体化検討・調査業務委託について	6,898,000		6,898,000	文化市民局市民スポーツ振興室	株式会社日本総合研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
072	令和5年04月24日	京都アクアリーナ ダイビングボード（飛込競技用）の購入	7,150,000		7,150,000	文化市民局市民スポーツ振興室	株式会社ウィーク	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
073	令和5年05月19日	西京極総合運動公園プール（京都アクアリーナ）のメインプールに係る水深調整設備部品点検整備業務委託	17,270,000		17,270,000	文化市民局市民スポーツ振興室	三菱重工機械システム株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
074	令和5年06月21日	京都市西京極総合運動公園整備工事 ただし、プール施設自動火災報知設備改修工事	102,498,000		102,498,000	文化市民局市民スポーツ振興室	能美防災株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事			
075	令和5年08月18日	京都アクアリーナにおけるエレベーター機能維持修繕	6,820,000		6,820,000	文化市民局市民スポーツ振興室	日本オーチス・エレベータ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市文化芸術総合相談窓口事業等業務委託
- 2 担当所属名
文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区室町通蛸薬師下る山伏山町546番地の2 京都芸術センター内
公益財団法人京都市芸術文化協会
- 6 契約金額（税込み）
25,399,999円
- 7 契約内容
 - (1) 相談窓口の運營業務
 - (2) 相談会・講座等の開催
 - (4) AAK通常支援型補助金交付事務
 - (5) 他機関とのネットワークの構築・情報発信
 - (6) 文化芸術関係者の移住・居住等の推進

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業は、ウィズコロナ社会において、表現方法や鑑賞モデルの変革を求められている文化芸術関係者からの様々な相談に応じる窓口を設置するほか、専門家等を交えての各種相談会や活動継続に必要な知識・ノウハウ等を習得するための講座の開催、Arts Aid KYOTO（京都市 連携・協働型文化芸術支援制度）の交付、文化芸術関係者の移住・居住等の推進、さらには文化芸術関係者に有益となる情報の発信など、文化芸術関係者に寄り添った切れ目のない支援を行うものである。

そのため本事業の実施にあたっては、本市で活動する文化芸術関係者へ各種支援策等の周知を迅速に行うとともに、文化芸術関係者から寄せられる相談等に対しては豊富な知識、経験を基に迅速かつ的確に対応することが必要となる。

公益財団法人京都市芸術文化協会は、令和2年度からの本相談窓口業務の受託者であり、これまで関係団体や専門家と連携しながら相談対応を行ってきたことから、様々な相談に的確かつ速やかに対応できる体制を既に有している。

また、緊急奨励金や総合支援パッケージ、両立支援補助金、令和4年度Arts Aid KYOTO（京都市 連携・協働型文化芸術支援制度）の交付事務など、本市の各種補助制度の事務の受託実績があり、着

実な成果を上げるとともに、文化芸術に係わる支援を行う組織として広く認知されている団体である。

さらに、同団体は、個人、団体の様々な分野の芸術家、芸術団体により構成されており、情報の蓄積が豊富であるとともに、構成員間のネットワークも構築しており、他の文化芸術関係施設とのネットワークも豊富に有していることから、移住・居住等に関する情報収集及び文化芸術関係者への迅速な情報発信が可能である。

なお、同団体が有する当該芸術家、団体に関する会員情報やセンター使用者に関する情報は、個人情報保護の観点から非公開とされており、他の団体はこれを利用することができない。

以上のことから、当該契約内容を履行できる者は同協会をおいてほかになく、契約の相手方が特定され、その性質又は目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により公益財団法人京都市芸術文化協会と随意契約を締結する。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号)

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
「アート×ビジネス推進事業」事業実施に係る委託業務
- 2 担当所属名
文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
契約の日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区室町通蛸薬師下る山伏山町546-2
公益財団法人京都市芸術文化協会
- 6 契約金額（税込み）
9,999,999円
- 7 契約内容
 - (1) 入居企業をはじめとする事業関係者との関係構築（実施数：随時）
芸術関係者と企業等と円滑なコミュニケーションを取り、良好な関係を構築するため、情報共有のためのプラットフォームの整備や相談窓口の設置、定例的な意見交換の機会の創出に取り組むこと。
 - (2) 交流会、サロンの企画・運営（実施数：月1回程度）
京都芸術センターを利用するさまざまな人が交流することができる機会の創出に取り組むこと。この場合において、受託者が主体的に企画することはもとより、事業関係者の協力を得て、事業関係者自身が企画・実施するようなものも検討すること。
 - (3) セミナー、ワークショップ等の企画・運営（実施数：年2回以上）
アート×ビジネスのマッチングを目的としたセミナー、ワークショップ等を企画・運営すること。企画に当たっては、可能な限り他の関係施設との連携を図り、広く芸術関係者と企業等とのマッチングに資する内容を検討すること。
 - (4) マッチング事業の検討等
 - (1)～(3)の取組を踏まえつつ、芸術関係者と企業等とのマッチング事業に取り組むこと。
取組内容については、事業の検討、企画及び可能であれば実施までとする。
 - (5) 事業全般の広報、マーケティング
アート×ビジネス推進事業のコンセプトや実施する取組を周知するため必要となる広報・マーケティングを実施すること。
 - (6) その他企業支援事業者等との必要な協力・連携
本事業に関連する他の取組（民間企業等が実施するものも含む）の情報を積極的に収集し、

必要な協力・連携に取り組むこと。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本市では、令和4年度に引き続き、芸術家と起業家等とのマッチングや、アートとビジネスの接点を探る「アート×ビジネス推進事業」を実施する。令和4年度に、京都芸術センターの施設の一部をスタートアップやソーシャルビジネスなどの企業向けオフィスとして入居者を募集し、令和5年4月から本格的に入居が開始する。

入居企業や芸術センターの利用者を中心に、芸術関係者と企業等との交流やマッチングの機会を積極的に設け、互いの創造的活動における相乗効果や様々な連携を通じて文化芸術の本質的価値に加え、社会的・経済的価値を高めることを目指す。

本業務は、当該事業の円滑な遂行に必要なとなる、入居企業と芸術センターの利用者等との交流機会の提供や、アート×ビジネスのマッチングを目的としたセミナー、ワークショップ等の企画、運営等に係る業務を実施するものである。

従って、業務を進めるに当たり特に必要な能力は、京都で活躍する優れた芸術家に関する詳細な情報及びネットワークを活用した情報収集能力を有し、また、その情報を活用することにより本事業の趣旨を理解したうえで、芸術関係者と企業等のニーズに応じた効果的なアート×ビジネスの交流促進、マッチングを展開していく能力が求められる。

公益財団法人京都市芸術文化協会は、芸術家と企業のネットワーク形成の拠点となる京都芸術センターの施設運営を担うとともに、各種文化事業の実施等により従来から本市における文化芸術の発展に寄与している団体である。

また、同団体は、個人、団体のさまざまな分野の芸術家、芸術団体（計250団体）により構成されており、情報の蓄積が豊富であるとともに、構成員間のネットワークも構築している。このようなネットワークを有するものは同協会をおいてほかにない。

なお、同団体が有する当該芸術家、団体に関する会員情報やセンター使用者に関する情報は、マッチング等を依頼する芸術家候補の選定に必要不可欠であるが、これらの情報は、個人情報保護の観点から非公開とされており、他の団体はこれを利用することができない。

以上のことから、当該契約内容を履行できる者は同協会をおいてほかになく、契約の相手方が特定され、その性質又は目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により公益財団法人京都市芸術文化協会と随意契約を締結する。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
「文化芸術授業（ようこそアーティスト）」事業実施に係る委託業務
- 2 担当所属名
文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
契約の日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区室町通蛸薬師下る山伏山町546-2
公益財団法人京都市芸術文化協会
- 6 契約金額（税込み）
17,300,000円
- 7 契約内容
市内の小・中・総合支援学校、幼稚園、保育所（園）等を対象とした文化芸術に関わるワークショップ（講話や実技指導等）の実施に係る業務及び文化芸術や伝統工芸に関する「担い手育成」に資する業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業は、伝統芸能や茶道、華道、演劇、ダンスなどの分野において京都で活躍する優れた芸術家の方々に講師を依頼するとともに、京都市市教育委員会、子ども若者はぐくみ局等との緊密な連絡調整のもと、京都市内の小・中学校、総合支援学校や幼稚園、保育所（園）等の希望に応じて、内容・日程等の調整を行い、これらの芸術家を派遣して、文化芸術に関わるワークショップ（講話や実技指導等）を実施するものである。

従って、本事業を進めるに当たって、企画、運営において特に必要な能力としては、京都で活躍する優れた芸術家に関する詳細な情報及びネットワークを活用した情報収集能力を有し、また、その情報を活用することにより事業趣旨を理解したうえで、派遣する芸術家候補の適切な選定を行うことが求められる。

公益財団法人京都市芸術文化協会は、「芸文協教室」（本市との共催事業）をはじめとする子どもを対象とした各種文化事業の実施等により、従来から本市における文化芸術の発展に寄与している団体である。また、同団体は、個人、団体の様々な分野の芸術家、芸術団体（計250団体）により構成されており、情報の蓄積が豊富であるとともに、構成員間のネットワークも構築している。このようなネットワークを有するものは同協会においてほかにない。

なお、同団体が有する当該芸術家、団体に関する会員情報やセンター使用者に関する情報は、派遣する芸術家候補の選定に必要不可欠であるが、これらの情報は、個人情報保護の観点から非公開とされており、他の団体はこれを利用することができない。

以上のことから、当該契約内容を履行できる者は同協会を以てほかになく、契約の相手方が特定され、その性質又は目的が競争入札に適さないため。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
「伝統公演授業（ようこそ和の空間）」事業実施に係る委託業務
- 2 担当所属名
文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
契約の日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区室町通蛸薬師下る山伏山町546-2
公益財団法人京都市芸術文化協会
- 6 契約金額（税込み）
6,800,000円
- 7 契約内容
市内の中学生を対象とした伝統芸能の公演鑑賞事業の実施に係る業務

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業は、伝統的な文化芸術（能、狂言、日本舞踊、邦楽など）の分野において京都で活躍する優れた芸術家の方々に出演を依頼するとともに、京都市教育委員会との緊密な連絡調整のもと、伝統的な文化芸術に関わる公演鑑賞事業を実施するものである。

従って、本事業を進めるに当たって、企画、運営において特に必要な能力としては、京都で活躍する優れた芸術家に関する詳細な情報及びネットワークを活用した情報収集能力を有し、また、その情報を活用することにより事業趣旨を理解したうえで、出演する芸術家候補の適切な選定を行うことが求められる。

公益財団法人京都市芸術文化協会は、「芸文協教室」（本市との共催事業）をはじめとする子ども等を対象とした各種文化事業の実施等により、従来から本市における文化芸術の発展に寄与している団体である。また、同団体は、個人、団体のさまざまな分野の芸術家、芸術団体（計250団体）により構成されており、情報の蓄積が豊富であるとともに、構成員間のネットワークも構築している。このようなネットワークを有するものは同協会をおいてほかにない。

なお、同団体が有する当該芸術家、団体に関する会員情報やセンター使用者に関する情報は、出演する芸術家候補の選定に必要不可欠であるが、これらの情報は、個人情報保護の観点から非公開とされており、他の団体はこれを利用することができない。

以上のことから、当該契約内容を履行できる者は同協会をおいてほかになく、契約の相手方が特定され、その性質又は目的が競争入札に適さないため。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

令和5年度「カルチャープレナーの創造活動促進事業（カルチャープレナーアワード（仮称）」の企画・運營業務

2 担当所属名

文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課

3 契約締結日

令和5年6月9日

4 履行期間

令和5年6月9日から令和6年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

東京都港区東麻布一丁目9番15号 東麻布一丁目ビル2F
リンクタイズ株式会社

6 契約金額（税込み）

9,900,000円

7 契約内容

「カルチャープレナーの創造活動促進事業（カルチャープレナーアワード（仮称）」の企画運營業務の委託

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

京都市では、自分たちの文化、価値観などへの愛着等をエネルギーの起点に、共感者を増やし、文化的遺伝子を残していくことを意図して事業を成立させている人を「カルチャープレナー（文化起業家）」として注目している。そのカルチャープレナーが創造する価値の新しい評価軸や社会的インパクトを京都から提唱し、文化芸術に投資する新しい潮流を京都から生み出すとともに、創造的な人々の更なる集積や定着に向けた今後の京都の都市デザインについて議論するものである。

本事業を進めるに当たっては、リサーチやアワードの実施をはじめ、候補者の選定から受賞者の審査、効果的な情報発信等、専門的知識や特別な技術を必要とすることが多く、契約の相手方のノウハウや経験等により事業の成果が大きく異なるため、価格により契約の相手方を定める競争入札に付することは適していない。

以上のことから、契約の相手方の業務内容や過去の実績、取組体制等を比較して最も優れた者を決定するため、各候補者に提案を求めるプロポーザル方式により選定した。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治

法施行令第167条の2第1項第 号)

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり。

11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

令和5年度「カルチャープレナーの創造活動促進事業（カルチャープレナー等の交流・コミュニティ創出）」の企画・運營業務

2 担当所属名

文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課

3 契約締結日

令和5年6月19日

4 履行期間

令和5年6月19日から令和6年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市下京区富小路通五条下る本塩竈町554
株式会社ロフトワーク

6 契約金額（税込み）

5,000,000円

7 契約内容

「カルチャープレナーの創造活動促進事業（カルチャープレナー等の交流・コミュニティ創出）」の企画運營業務の委託

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

京都市では、自分たちの文化、価値観などへの愛着等をエネルギーの起点に、共感者を増やし、文化的遺伝子を残していくことを意図して事業を成立させている人を「カルチャープレナー（文化起業家）」として注目している。そのカルチャープレナーが創造する価値の新しい評価軸や社会的インパクトを京都から提唱し、文化芸術に投資する新しい潮流を京都から生み出すとともに、創造的な人々の更なる集積や定着に向けた今後の京都の都市デザインについて議論するものである。

本事業を進めるに当たっては、「文化と経済の好循環」「少子化・人口減少への対応」などの政策的・社会的課題等について、分野融合による課題解決の方策を検討・推進し、新たな価値の共有や投資を誘導することや、クリエイティブな人々との幅広い交流につなげることなど、専門的知識や特別な技術を必要とすることが多く、契約の相手方のノウハウや経験等により事業の成果が大きく異なるため、価格により契約の相手方を定める競争入札に付することは適していない。

以上のことから、契約の相手方の業務内容や過去の実績、取組体制等を比較して最も優れた者を決定するため、各候補者に提案を求めるプロポーザル方式により選定した。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 号)

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由
上記 8 のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都文化芸術オフィシャルサイト「KYOTO ARTBOX」の改修に係る委託業務
- 2 担当所属名
文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課
- 3 契約締結日
令和5年6月29日
- 4 履行期間
契約の日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区室町通蛸薬師下る山伏山町546-2
公益財団法人京都市芸術文化協会
- 6 契約金額（税込み）
5,500,000円
- 7 契約内容
京都文化芸術オフィシャルサイト「KYOTO ARTBOX」（以下「本サイト」という。）の改修に係る業務
 - (1) 子ども向け文化芸術専用サイトの設置
本サイト内に、文化芸術に関心のある子育て世代をメインターゲットとしたキュレーション情報を掲載する「子ども向け（子連れ向け）サイト」を設置する。
 - (2) 「ART WALK KYOTO」WEBサイト機能の移植
「ART WALK KYOTO」WEBサイトに掲載しているイベント情報及びインタビュー記事を、本サイトに移植する。移植に当たり、イベント情報については他のおすすめイベントを紹介するなどして市内のイベント同士をつなぐ回遊性を持たせること。
 - (3) 本サイト掲載イベントの充実、定期的な更新
現在の登録制によるイベント情報の収集だけでなく、主体的に情報を取りに行く運営体制を構築する。
 - (4) その他本サイトへのアクセス増に向けたコンテンツ等の改修
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本市では、本サイトや「ART WALK KYOTO」など、複数ある文化芸術関連 WEB サイトの現状や課題を整理し、効果的に統合することにより、ユーザーに分かりやすく情報を発信し、分散を防ぐことで発信力の強化を図ることとしている。

そのため、本サイトに、既存サイトの「ART WALK KYOTO」の機能を集約するとともに、新たに「子ども向け（子連れ向け）サイト」を開設する。また、他の文化芸術関連 WEB サイトとも連携を充実させ、本サイトへのアクセス増に係る PR を積極的に行う。

これらの改修を実施するためには、京都における文化芸術関連の情報及びネットワークを

活用した情報収集能力を有し、また、その情報等を活用することによるユーザーに分かりやすい効果的な情報の発信という、本事業の目的に沿ったウェブサイトを構築する能力が求められる。

公益財団法人京都市芸術文化協会は、芸術家と企業のネットワーク形成の拠点となる京都芸術センターの施設運営を担うとともに、本サイトの運用保守も行っており、本事業の実施体制として十分なノウハウ等を有している。

また、同団体は、個人、団体のさまざまな分野の芸術家、芸術団体（計250団体）により構成されており、情報の蓄積が豊富であるとともに、構成員間のネットワークも構築している。このようなネットワークを有するものは同協会をおいてほかにない。

さらに、同団体が実施する各種文化事業や、同団体が有する当該芸術家、団体に関する会員情報等を通じて広く蓄積される文化芸術に関する情報は、「KYOTO ART BOX」の運営に必要な不可欠であるが、これらの情報は、個人情報保護の観点から非公開とされており、他の団体はこれを利用することができない。

以上のことから、当該契約内容を履行できる者は同協会をおいてほかになく、契約の相手方が特定され、その性質又は目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により公益財団法人京都市芸術文化協会と随意契約を締結する。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和5年度京北文化遺産センター運営業務
- 2 担当所属名
文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市上京区今出川通大宮東入元伊佐町265番地の1
公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所
- 6 契約金額（税込み）
5,100,000円
- 7 契約内容
 - ・京北文化遺産センターの開館及び管理
 - ・同センターへの出土文化財の搬入
 - ・同センターの準備室及び整理室で保管する出土文化財の管理

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

京北文化遺産センターでは京北地域の出土文化財を中心とした展示を行っているほか、市内出土文化財の収蔵場所を設けている。出土文化財の展示及び保管、管理に当たっては、出土文化財に関する豊富な知識に加え、保存に関する専門技術も必要とされる。

委託先である（公財）京都市埋蔵文化財研究所は、出土文化財に関する専門的知識と文化財の保護に関する専門技術を有する職員が常駐していることに加え、京都市考古資料館の指定管理者、本市「出土遺物の保管、管理業務」等を請け負っており、出土文化財の保存や管理、普及啓発といった出土文化財全般に関する業務の実績を有しており、前述の要件を満たす。

また、本市の出土文化財は全国最大量を誇り、いずれも貴重なものばかりである。これらが散逸しないよう、同センターで保管する出土文化財も市内8箇所の収蔵庫で保管するものと同様に同財団が一元的に管理することが望ましいこと、さらには管理に当たって時代判別のために使用する編年に同財団が著作権を有する「土師器再考」『洛史（研究紀要）第12号』（（公財）京都市埋蔵文化財研究所、2019年）の土器編年を使用することから、同財団以外への委託は困難である。

以上より、「京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン」2(1)ウに該当することから、同財団と随意契約を締結した。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項(地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 号)

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

11 その他

なし

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和5年度出土遺物保管管理業務等委託
- 2 担当所属名
文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市上京区今出川通大宮東入元伊佐町265番地の1
公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所
- 6 契約金額（税込み）
70,000,000円
- 7 契約内容
埋蔵文化財発掘調査等により出土した遺物を、現在の活用及び今後の活用にあわせ、適正に保管、管理することを目的とする。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務の履行にあたっては、遺物の保管、管理についての豊富な知識と保存技術をはじめとした専門技術や知識を有する必要があるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
当該団体は、遺物の保管、管理についての豊富な知識と保存技術をはじめとした専門技術や知識を有するという要件を満たしている。さらに、業務の根幹をなす保存処理等の特殊技術や活用や、分類の根幹をなす出土文化財の編年等に関する著作権を有している。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和5年度埋蔵文化財出土遺物文化財指定準備業務委託
- 2 担当所属名
文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市上京区今出川通大宮東入元伊佐町265番地の1
公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所
- 6 契約金額（税込み）
8,381,000円
- 7 契約内容
本市が所有し保管する数多くの出土遺物の中から、国の重要文化財指定（美術工芸品考古資料）クラス、京都市指定文化財（美術工芸品、考古資料）クラスの出土遺物を選定し、指定に向けた資料（出土遺物の文化財的価値の評価、分類、計測、写真撮影など）を作成する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
当該業務は、出土文化財を活用度に応じて4段階にランク分けした最上位であるAランク出土品（約2万箱）を対象として、文化財指定クラスの物品を抽出し、指定に向けた資料を作成する業務であり、出土遺物及び市内の発掘調査に関する豊富な知識と多量の遺物を効率的に扱うことのできる組織でなければならない。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
当該団体は、市内で行われた発掘調査の大半を担当しており、出土遺物の内容について掌握するとともに、出土遺物の時期決定手段である京都市内の土器編年を確立し、その著作権を有している。また、同研究所には、遺物の整理、保管、管理及び活用を専門とする資料係があり、専門性に優

れているとともに、多量の遺物の取扱い技術を有している（10万箱を超える遺物量の取り扱い実績を有するのは福岡市教育委員会文化財保護課と同研究所の2組織しかない。）。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和5年度重要遺跡出土文化財整理業務委託
- 2 担当所属名
文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市上京区今出川通大宮東入元伊佐町265番地の1
公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所
- 6 契約金額（税込み）
11,324,000円
- 7 契約内容
京都市内で実施されている発掘調査では、貴重な文化財や歴史的に重要な文化財が多数出土し続けているが、活用のための整理作業が進んでいない。今後のより適切な保管と活用を図るため、重要遺跡と小規模遺跡、その他の顕著な成果のあった遺跡の出土遺物について、重点的なランク分け作業を実施する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務の履行に当たっては、活用度に応じた遺物の取捨選択を速やかに実施する基礎能力として、時期決定に必要な土器編年を保持し、出土遺物等の内容を熟知するとともに、遺物の取り扱いについての専門的知識を有する必要があるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
当該団体は、活用度に応じた遺物の取捨選択を速やかに実施する基礎能力として、時期決定に必要な土器編年を保持し、出土遺物等の内容を熟知するとともに、遺物の取り扱いについての専門的知識を有するという要件を満たしている。さらに、業務の根幹をなす出土文化財の編年等に関する

著作権を有しているため。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和5年度国有文化財及び名勝雙ヶ岡等管理委託
- 2 担当所属名
文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市上京区今出川通大宮東入元伊佐町265番地の1
公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所
- 6 契約金額（税込み）
41,475,500円
- 7 契約内容
雙ヶ岡や西寺跡等、本市が管理する史跡・名勝について適切な維持管理を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
京都市内に数多く点在する史跡等について良好な維持管理を行うには、一般の樹木等の管理業務に加えて、災害時の緊急措置に対応できる史跡等に関する専門的知識及び文化財の保護に関する専門技術を有している必要があり、当該団体がこの要件を満たしているため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

深泥池生物群集追加指定予定地の境界確定及び土地地積更正登記業務委託

2 担当所属名

文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課

3 契約締結日

令和5年6月1日

4 履行期間

令和5年6月1日から令和6年2月29日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区竹屋町通富小路東入魚屋町439番地
公益社団法人京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会

6 契約金額（税込み）

5,679,300円

7 契約内容

公有化に向けた境界確定及び土地地積更正登記業務

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本件業務は、土地の境界や沿革に関する綿密な資料調査、境界杭の確認等の現地調査、境界紛争の有無の確認等を行ったうえ、公有化予定地と隣接地の境界を確定し、公有化予定地の実態に応じた適正な表示登記を行うものであり、対象資産の早期の公有化及び有効活用に向け、迅速かつ適正に進める必要がある業務である。

業務の目的、性質に照らし、受託者の組織体制、信用、技術力、経験等を総合的に勘案する必要があるが、同協会は土地家屋調査士法第63条を根拠に、社員である土地家屋調査士及び同調査士法人がその専門的能力を結合して官公署等による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として設立された法人であり、本件業務を遂行できるのは同協会のみであるため。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
埋蔵文化財発掘調査支援業務委託（雲林院跡）
- 2 担当所属名
文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課
- 3 契約締結日
（当初）令和5年6月23日
（変更後）令和5年8月4日
- 4 履行期間
（当初）令和5年6月29日から令和5年8月10日まで
（変更後）令和5年6月29日から令和5年8月25日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市上京区今出川通大宮東入元伊佐町265番地の1
公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所
- 6 契約金額（税込み）
（当初）4,576,000円
（変更後）5,181,000円
- 7 契約内容
雲林院跡の発掘調査に伴う支援業務の委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本件は埋蔵文化財発掘調査の支援業務であり、埋蔵文化財発掘調査の実施と同程度の専門的知識を要し、調査進捗状況に合わせて迅速かつ正確に対応する必要があるため、市内で継続的に発掘調査を実施していることが不可欠である。
京都市埋蔵文化財研究所は昭和51年の設立以来、数万件にも及ぶ発掘・立会調査を担当し、遺跡の探査・検討するための知識が豊富であるほか、GPS測量技術を有し、遺構を正確かつ迅速に地図上に記入することが可能であること、独自に作成した市内出土の土器編年表（土器と年代の対照表）を有する等、京都の重層的な遺跡の取扱いに習熟し、かつ契約締結の意向があり、「京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン」2の(1)のウに該当するため。
（変更理由）
調査を要する面積が拡大したことに加え、想定よりも遺構密度が高かったため、人件費等の委託料が増加したため。
- 9 根拠法令
□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 号)

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由
上記 8 のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和5年度桂川横大路地区長岡京跡発掘調査支援業務
- 2 担当所属名
文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課
- 3 契約締結日
令和5年8月28日
- 4 履行期間
令和5年8月29日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市伏見区北端町58番地
株式会社文化財サービス
- 6 契約金額（税込み）
71,995,000円
- 7 契約内容
桂川横大路地区長岡京跡の発掘調査に伴う支援業務の委託

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本件は桂川河川敷における発掘調査の支援業務であり、発掘調査の実施と同程度の専門的知識・能力が必要であるため、市内で継続して発掘調査を実施していること、履行に必要な人員・機材等を保有していることなどの要件が求められる。

また、本件は、調査対象面積が約7,112㎡と本市直営発掘調査の中でも最も大きく、調査場所が河川敷であるため、支援業者には、日々の発掘作業員の安全管理や出土遺物の適切な保管管理以外にも、緊急増水時の24時間対応など、本市との密な連携が求められる。

さらに、本件は、国土交通省の国事業発掘調査を本市が受託したことに伴い実施する支援業務であるため、国との契約に付随しており、履行期限内の履行完了が必須である。

そのため、履行期限内に履行を完了させるためには、支援業者は、これまでに本市直営発掘調査の支援業務の実務経験を有し、本市発掘調査の進行や現場監理、遺物の管理の方法を熟知し、現場の状況に応じた適切な方法の取捨選択が可能であることが必要不可欠である。

以上の理由から、入札に付そうとする場合は、必要な知識、能力等を有しない者の参加を前提とせざるを得ず、上記条件を全て満たさない者では履行期限までの履行が完了できないと想定されるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号（「京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン」6（6））に該当することから、随意契約を締結した。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項第 号
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項(地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 号)
- 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 6 号

10 契約の相手方の選定理由

上記の条件を全て満たす者は、(株)文化財サービス、(公財)京都市埋蔵文化財研究所、(株)島田組の 3 者のみに特定され、そのうち、履行期限までの履行が可能な者は、(株)文化財サービスと(公財)京都市埋蔵文化財研究所の 2 者のみに特定される。

適正な範囲内の価格であることを確認するため、上記 3 者から見積書を徴収した結果、(株)文化財サービスが最も安価であったため、(株)文化財サービスを本件委託先として決定した。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市京セラ美術館事業企画推進業務
- 2 担当所属名
文化市民局美術館総務課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和6年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
株式会社長谷ビル
(京都市中京区手洗水町645)
- 6 契約金額(税込み)
140,250,000円
- 7 契約内容
京都市京セラ美術館事業企画推進業務

8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)

京都市京セラ美術館事業企画推進業務(以下「企画推進業務」という。)は、令和4年4月1日から令和5年9月30日までを契約期間として、令和4年2月に事業者を公募し、選定の結果、同年3月に株式会社長谷ビル(以下「同社」という。)を契約の相手方に選定した。

よって、当該事業者選定結果により、令和5年4月1日から同年9月30日までの契約の相手方を同社とすることはすでに決定している。

また、令和5年10月1日以降においても、令和4年3月に同社を選定した時点では未定であった村上隆氏の展覧会(令和6年2月開催予定。以下「村上展」という。)など、同社が企画した展覧会が控えていることに加え、この間、広報や事前調整等の準備を綿密に行っていること等を踏まえると、令和5年度下半期の業務を同社以外が受託した場合、今後の展覧会の企画を進めるうえで業務に支障が生じることとなる。

さらに、村上展の開催に当たっては、作家の村上隆氏が、展覧会の企画・制作を担当した実績がある同社が開催準備を実施することを条件として、開催に同意されていることから、他社を受託者とすることは不可能である。

以上のことから、令和5年10月以降の企画推進業務についても、全ての条件を満たす者は同社しか存在せず、同社を相手方として実施しなければ業務が遂行できないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン2(1)ウに該当し、同社を相手方として令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年度間を契

約期間として随意契約を締結するものとする。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市京セラ美術館（京都市美術館）等清掃業務
- 2 担当所属名
文化市民局美術館総務課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市 中京区烏丸通 四條上る笋町691 りそな京都ビル9階
日本管財株式会社
- 6 契約金額（税込み）
金29,920,000円
- 7 契約内容
京都市京セラ美術館（京都市美術館）に係る清掃業務を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
再整備後のリニューアルオープンに伴い、展示室の充実に加え、光の広間、京セラスクエアなどイベント等の用に供される施設が増加したことから、これらの施設を維持するための清掃技術や十分な人員配置、建物本体や展示室内の美術品などの重要文化財の保全に細心の注意を払った丁寧な清掃が必要となり、また、国内外から訪れる来館者に対する高いホスピタリティを持った清掃員の配置等が求められているところ、単に価格により契約の相手方を定める競争入札に付することに適しておらず、契約の相手方の選定に当たっては、各候補者のサービスの提供に係る実績や体制、責任感、サービスの質等を比較したうえで最も優れた者を選定するべきであるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市動物園出札改札案内業務の委託料として
- 2 担当所属名
文化市民局動物園総務課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和8年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区綾小路通柳馬場東入る塩屋町60-2 ブロックMビル
株式会社 ワン・ワールド
- 6 契約金額（税込み）
32,214,600円（税込み）：令和5年度
32,194,800円（税込み）：令和6年度
32,214,600円（税込み）：令和7年度
- 7 契約内容
 - (1) 出札（入園料の徴収及び収納事務）業務に関する事。
 - (2) 改札業務に関する事。
 - (3) 受付案内業務に関する事。
 - (4) 寄付金の収納事務に関する事。
 - (5) 安全管理業務に関する事。
 - (6) 園内巡回業務に関する事。
 - (7) 繁忙期における退園口の誘導及び逆流監視業務に関する事。
 - (8) 駐輪場の整理案内及び送迎車両に関する啓発・指導に関する事。
 - (9) その他、上記に付随する業務に関する事。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

京都市動物園は、年間約70万人を超える来園者が入園する、京都を代表する文化観光施設の一つである。契約の履行に当たっては、京都市民を含む多くの観光客等と日常的に接することから、当該業務において全ての来園者が受ける印象が、動物園、岡崎地域を含め京都観光全体の評価となりうる。

また、利用者の満足度を充実させ、リピーターを確保することにより収入の増加を目指すためには、単に業務を遂行するにとどまらず、接客、案内等に対して満足度の高いサービスを提供する必要がある。このため、接遇のレベルを重視して契約の相手方を選定する必要があるが、接遇のレベ

ルは、契約の相手方のノウハウ、考え方に大きく左右され、必ずしも契約価格に比例しない。

加えて、震災や台風等の災害時には、入園者を安全かつスムーズに避難誘導させる必要があることから、これらの業務について、適切な対応が可能かどうかを判断する必要がある。

以上のことから、単に価格により契約の相手方を定める競争入札に付することは適しておらず、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため、随意契約によることとする。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

業者選定プロポーザルの結果に基づき契約するため。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和5年度京都市動物園植栽管理業務委託について
- 2 担当所属名
文化市民局動物園総務課
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区壬生花井町3番地
株式会社 洛北造園
- 6 契約金額（税込み）
7,920,000円（税込み）
- 7 契約内容
 - (1) 件名 令和5年度京都市動物園植栽管理業務委託
 - (2) 委託期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
 - (3) 業務内容
 - ア 動物園の植栽計画の立案・実施
 - イ 植栽の維持管理業務
 - ウ その他付帯する業務全般。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務については、単に植栽の剪定や伐採を実施するだけでなく、京都の森をはじめとする整備施設のコンセプトに基づいた植栽管理計画を策定し、必要な植樹等を実施することで、動物園全体の魅力向上等の得られる効果が大きく異なるため、それらのノウハウが必要となる。

加えて、動物園では来園者が増加しており、来園者の踏圧により樹木や芝生が枯死する等、職員の管理では植栽が維持できないといった問題が発生しており、これらの問題解決に当たっては、ノウハウによって計画的な維持管理計画を策定し、実施する必要がある。

このため、契約の相手方の選定に当たっては、契約の相手方のノウハウ、考え方が大きく結果に影響されるため、必ずしも契約価格に比例しない。

以上のことから、単に価格により契約の相手方を定める競争入札に付することは適しておらず、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため、随意契約によることとする。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項第 号
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項(地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 号)
- 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

業者選定プロポーザルの結果に基づき契約するため。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
世界遺産二条城庭園他維持管理業務委託
- 2 担当所属名
文化市民局文化芸術都市推進室元離宮二条城事務所
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
契約締結の日から令和6年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市上京区七本松通中立売下ル三軒町77番地
樋口造園株式会社
- 6 契約金額（税込み）
66,968,000円
- 7 契約内容
元離宮二条城の景観を維持していくため、城内の3庭園、庭園外苑部等に関する維持管理業務について委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
契約の相手方の選定は、候補者の庭園に関する知識、文化財庭園における維持管理の実績、二条城の歴史的経過の把握の程度、世界遺産としてまた特別名勝として相応しい維持管理内容を提案するための見識や考察力を比較することにより行う必要がある。
以上のことから、単に価格により契約の相手方を定める競争入札に付することは適しておらず、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため、随意契約によることとする。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり。受託候補者選定委員会において、提案者に対するヒアリングを実施し、あらかじめ定めた評価項目に基づき提案内容を審査した結果、評価点が高いことなどから委託契約先として選定した。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
二条城外堀周辺樹木等維持管理業務委託
- 2 担当所属名
文化市民局文化芸術都市推進室元離宮二条城事務所
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
契約締結の日から令和6年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市上京区七本松通中立売下ル三軒町77番地
樋口造園株式会社
- 6 契約金額（税込み）
16,280,000円
- 7 契約内容
元離宮二条城の景観を維持していくため、二条城東側空間及び外堀周辺の樹木等に関する維持管理業務について委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
契約の相手方の選定は、国指定の史跡における維持管理の実績、二条城の歴史的経過の把握の程度、世界遺産として相応しい維持管理内容を提案するための見識や考察力を比較することにより行う必要がある。
以上のことから、単に価格により契約の相手方を定める競争入札に付することは適しておらず、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため、随意契約によることとする。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり。受託候補者選定委員会において、提案者に対するヒアリングを実施し、あらかじめ定めた評価項目に基づき提案内容を審査した結果、評価点が高いことなどから委託契約先として選定した。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
二条城警備業務委託
- 2 担当所属名
文化市民局文化芸術都市推進室元離宮二条城事務所
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和10年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
セコム株式会社
東京都渋谷区神宮前一丁目5番1号
- 6 契約金額（税込み）
394,996,800円
- 7 契約内容
次代に継承すべき二条城で事故無く警備を行うことを目的に、警備を行うものである。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
元離宮二条城は全域が世界遺産かつ史跡に指定されており、城内には国宝・二の丸御殿をはじめとした文化財建造物や庭園が存在し、年間を通じ国内外から多くの観光客が訪れる施設であり、その警備業務については、世界遺産にふさわしい警備体制や技術力、文化財に対する知識が求められる。
以上の理由により、本業務については競争入札に適さないため、プロポーザル方式により事業者の選定を行い、地方自治法施行令167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行った。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
二条城清掃業務委託
- 2 担当所属名
文化市民局文化芸術都市推進室元離宮二条城事務所
- 3 契約締結日
(当初) 令和2年4月1日
(変更①) 令和4年3月31日
(変更後) 令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和2年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
イオンディライト株式会社
大阪府中央区南船場二丁目3番2号
- 6 契約金額 (税込み)
(当初) 127,894,800円
(変更①) 123,486,000円
(変更後) 119,486,400円
- 7 契約内容
二条城内の建造物、東側空間 (エントランス広場、通路部分)、便所等の清掃業務を行うものである。
- 8 変更契約の理由
令和5年度の二条城清掃業務について、新型コロナウイルス感染症等の影響により、契約当初の入城者数の見込みを下回ったため、配置人数、清掃回数の減少など契約内容の変更を行った。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
二条城二之丸御殿障壁画模写制作委託（令和5年度）
- 2 担当所属名
文化市民局文化芸術都市推進室元離宮二条城事務所
- 3 契約締結日
令和5年4月3日
- 4 履行期間
令和5年4月4日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市右京区鳴滝本町69-2
有限会社 川面美術研究所
- 6 契約金額（税込み）
18,977,200円
- 7 契約内容
重要文化財二之丸御殿障壁画のうち、遠侍一之間北側長押上貼付1面、同西側長押上貼付2面、白書院一之間天井画6面の模写制作。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
二条城の障壁画模写事業は、事業開始時に文化庁から国宝建造物である二之丸御殿に相応しい模写画との嵌め替えを行うように指導を受け、古色復元模写と呼ばれる特殊な技法によって行うこととなった。加えて、障壁画は各部屋全体にわたって描かれているため、制作技法の著しい変更は御殿に嵌め替えた時に違和感を生じるため、絵具や本紙などの原材料はもちろん模写技術の技量も同等水準を保つ必要がある。
川面美術研究所は、文化財建造物の彩色や歴史的絵画の復元に実績があり、文化財の修復技術や復元調査など模写制作に必要な特殊技能を有する技術者も所属している。また、二条城の古色復元模写に事業開始当初から携わっている画家を有し、スタッフの技術力が優秀で、古色復元模写の実績を持つ団体は川面美術研究所において他になく、契約の相手方が特定され、その性質又は目的が競争入札に適さないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に該当するため、川面美術研究所と随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和5年度 重要文化財（美術工芸品）二条城二之丸御殿障壁画のうち27面の保存修理業務
- 2 担当所属名
文化市民局文化芸術都市推進室元離宮二条城事務所
- 3 契約締結日
令和5年4月18日
- 4 履行期間
令和5年4月18日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区東洞院通御池下る笹屋町445番地 日宝丸ビル2F 1・2号
一般社団法人 国宝修理装演師連盟
- 6 契約金額（税込み）
99,264,000円
- 7 契約内容
重要文化財（美術工芸品）二条城二之丸御殿障壁画（954面、附（ついたり）指定62面）のうち、大広間18面及び白書院9面の計27面の修理
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務の履行にあたっては、当該障壁画の現状及び修理方法を熟知しているとともに、国が指定・登録・選定した文化財等（以下、「国指定文化財」という。）の修理に関する十分な知識と、乾式肌上げ法と呼ばれる表具技術など高度の専門的な技術力を有していることが必要である。
また、当該障壁画は954面（附62面）という多数に及ぶが、御殿障壁画として一体のものであり、文化財としての価値を保持していくためには、適正な環境の下で一貫した修理を行う必要がある。そのためには、前年度までの修理との継続性が重要であり、1年間に27面という多数に及ぶ障壁画の修理を、同じ場所において同時並行で行う必要がある。
当該委託先は、昭和34年に国指定文化財を修理していた7工房の代表者が参集し、装演技術の向上を図ることを目的として設立され、令和5年4月1日現在は10工房で、129名の保存技術者がいる。平成7年には文化庁から選定保存技術の保存団体として認定され、これまでに高度な修理技術を必要とする高松塚古墳の国宝修理など、2,000件以上の国指定文化財の修理の実績がある。このように高度な技術力を保持し、多数の文化財を適正な環境の下において、同時並行で修理する能力を有しているのは当該委託先の他になく、二条城二之丸御殿障壁画修理においても、平成18年度から22年度までの5箇年にわたる文化財関係国庫補助特殊事業である第一次5箇年修理事業、平成23年度から27年度までの第二次5箇年修理事業、平成28年度から令和2年度までの第三次5箇年修理事業を委託し実施してきた実績がある。

したがって、高度の専門的な技術力を有し、障壁画を同時並行で多数を修理することができるのは当該委託先であるため、競争入札には適しておらず、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に該当するため、一般社団法人国宝修理装演師連盟を契約の相手方として契約を締結するものである。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市元離宮二条城整備工事設計業務委託
ただし、受変電設備その他改修工事基本設計及び実施設計業務委託

2 担当所属名

文化市民局文化芸術都市推進室元離宮二条城事務所

3 契約締結日

令和5年7月18日

4 履行期間

契約日の翌日から令和6年3月29日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

株式会社みやこ設備設計
京都府京都市中京区壬生花井町23 柴ビル

6 契約金額（税込み）

16,280,000円

7 契約内容

元離宮二条城本丸御殿等環境整備計画に基づく既存の高圧受変電設備（第1キュービクル）の更新、本丸御殿付近への第3キュービクルの新設、将来的な本丸御殿の活用に伴う強電設備及び消防設備並びに通信設備の線路等の敷設を行うための基本設計及び実施設計を行う。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務委託について、一般競争入札により請負業者を募集し令和5年6月7日に開札したところ、応札者がおらず不成立となった。

そこで、同委託内容で3者から見積の徴取をし、見積金額が最も安価かつ予定価格以下であった株式会社みやこ設備設計と契約を締結する。

本契約は、京都市工事の請負に係る随意契約ガイドライン2の4に記載の、競争入札に付し入札者がいないときに該当するため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づき、複数の契約の相手方の候補者の見積価格を比較し、可能な限り低廉な見積価格を得られるよう価格交渉したうえで、競争入札における予定価格の制限の範囲内において契約を締結するものである。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方自治法施行令第167条の2第1項第8号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

元離宮二条城本丸御殿公開運営計画策定及びサイン等作成業務委託

2 担当所属名

文化市民局文化芸術都市推進室元離宮二条城事務所

3 契約締結日

令和5年8月2日

4 履行期間

令和5年8月3日から令和6年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

東京都千代田区紀尾井町3番23号
株式会社トータルメディア開発研究所

6 契約金額（税込み）

9,900,000円

7 契約内容

- (1) 元離宮二条城本丸御殿公開運営計画の策定
- (2) サイン及び解説設備の配置計画・作成・設置
- (3) 案内パンフレットの印刷用データの作成
- (4) 諸設備発注仕様書案の作成及び概算の算出

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

世界遺産二条城の城内にある本丸御殿は、国の重要文化財（建造物）に指定される建物であり、その公開にあたっては、文化財の保護と公開の両立を図りながら、建物の文化財的価値を観覧者に体感してもらうための、様々な配慮や工夫が必要である。その公開準備にあたっては、事業者が、城郭、寺社仏閣、登録博物館、博物館相当施設、博物館類似施設及び観光施設のいずれかにおいて、同業務の実績があること等を条件とし、見積額だけでなく、過去の実績や、同業務にかかる業務遂行能力を踏まえて契約相手を選定する必要があることから、一般競争入札ではなく、プロポーザル方式による業者選定を行った。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

受託候補者選定委員会での審査において、参加者（株式会社トータルメディア開発研究所）の提案に対し、審査委員5人が採点を行い、満点（100点）の6割以上（82.8点）を獲得したため。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市二条城本丸西堀重門及び長押堀他 1 棟修繕工事
- 2 担当所属名
文化市民局文化芸術都市推進室元離宮二条城事務所
- 3 契約締結日
令和 5 年 9 月 2 2 日
- 4 履行期間
令和 5 年 9 月 2 5 日～令和 5 年 3 月 2 9 日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
伸和建设株式会社
〒615-0007 京都市右京区西院上花田町21
- 6 契約金額（税込み）
2 8, 6 0 0, 0 0 0 円（税込）
- 7 契約内容
本工事では、二条城内にある本丸西堀重門及び長押堀、本丸北堀重門及び長押堀の 2 棟について
美装化を目的とする修繕工事を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本工事は、現在施工中の「本丸御殿玄関他 2 棟保存修理工事（工期：～令和 6 年 3 月末）」（以下
「本丸修理工事」という。）の工事区域に隣接した場所にある。今回の施工にあたって必要となる機
材や資材等について、本丸修理工事を請け負っている事業者（伸和建设株式会社、株式会社上宗建
設）は既に整備されており、これを流用し施工が可能であることを確認したため、この 2 者に対し
見積を徴収したところ、伸和建设から同類の工事の平均落札率より 2 割以上低い価格の提示があっ
たことから、「京都市工事の請負に係る随意契約ガイドライン 3（5）」に基づき、伸和建设株式会
社と随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項(地方自治
法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 号)
 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 7 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記 8 のとおり。

11 その他

工事費内訳

名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
直接工事費				
建築工事	1	式	22,840,000	
計			22,840,000	
共通費				
共通仮設費	1	式	640,000	
現場管理費	1	式	2,210,000	
一般管理費等	1	式	310,000	
計			3,160,000	
工事価格	1	式	26,000,000	
消費税等相当額	1	式	2,600,000	消費税率 10 %
工事費	1	式	28,600,000	
上記工事価格に含まれる法定福利費	1	式	1,300,000	

建築工事 種目別内訳

名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
本丸西塀重門及び長押塀	1	式	17,830,000	
本丸北塀重門及び長押塀	1	式	5,010,000	
計			22,840,000	

建築工事 科目別内訳

本丸西塀重門及び長押塀									
名	称	数	量	単	位	金	額	備	考
仮設工事	(扉)	1		式		240,000			
仮設工事	(長押塀)	1		式		310,000			
木工事	(柱)	1		式		8,050,000			
屋根工事	(長押塀)	1		式		500,000			
左官工事	(長押塀)	1		式		4,880,000			
建具工事		1		式		3,250,000			
金具工事	(扉)	1		式		450,000			
金具工事	(長押塀)	1		式		60,000			
雑工事	(柱)	1		式		90,000			
	計					17,830,000			

建築工事 科目別内訳

本丸北塀重門及び長押塀									
名	称	数	量	単	位	金	額	備	考
仮設工事	(扉)	1		式		240,000			
仮設工事	(長押塀)	1		式		280,000			
木工事	(柱)	1		式		840,000			
左官工事		1		式		750,000			
建具工事		1		式		2,540,000			
金具工事		1		式		340,000			
金具工事	(長押塀)	1		式		20,000			
	計					5,010,000			

建築工事 中科目別内訳

本丸西塙重門及び長押塙					
科目名称	中科目名称	数量	単位	金額	備考
仮設工事 (原)	建具吊込足場	1	式	140,000	
仮設工事 (原)	養生費	1	式	20,000	
仮設工事 (原)	運搬費	1	式	60,000	
仮設工事 (原)	廃材処分費	1	式	20,000	
計				240,000	
仮設工事 (長押塙)	作業足場	1	式	180,000	
仮設工事 (長押塙)	養生費	1	式	30,000	
仮設工事 (長押塙)	運搬費	1	式	60,000	
仮設工事 (長押塙)	廃材処分費	1	式	40,000	
計				310,000	
木工事 (柱)	木材費	1	式	6,179,000	
木工事 (柱)	大工手間	1	式	1,775,000	
木工事 (柱)	釘金物等	1	式	42,000	
木工事 (柱)	養生費	1	式	34,000	
木工事 (柱)	廃材処分費	1	式	20,000	

建築工事 中科目別内訳

本丸西塙重門及び長押塙					
科目名称	中科目名称	数量	単位	金額	備考
計				8,050,000	
屋根工事 (長押塙)	土居葺	1	式	50,000	
屋根工事 (長押塙)	瓦葺	1	式	450,000	
計				500,000	
左官工事 (長押塙)	上塗り取解	1	式	433,600	
左官工事 (長押塙)	中塗り取解	1	式	433,600	
左官工事 (長押塙)	散り廻り塗	1	式	768,580	
左官工事 (長押塙)	中塗り	1	式	1,409,200	
左官工事 (長押塙)	上塗り (漆喰)	1	式	1,607,760	
左官工事 (長押塙)	消耗品雑材料	1	式	140,920	
左官工事 (長押塙)	クリーニング	1	式	30,008	
左官工事 (長押塙)	廃材処分費	1	式	56,332	
計				4,880,000	
建具工事	木材費	1	式	1,971,000	
建具工事	大工手間	1	式	1,200,000	

建築工事 中科目別内訳

本丸西塀重門及び長押塀					
科目名称	中科目名称	数量	単位	金額	備考
建具工事	釘金物等	1	式	15,000	
建具工事	運搬費	1	式	44,000	
建具工事	養生費	1	式	20,000	
計				3,250,000	
金具工事(扉)	框八双菊座	1	式	7,500	
金具工事(扉)	同上探り金物	1	式	5,000	
金具工事(扉)	扉付乳金物	1	式	100,000	
金具工事(扉)	門卷金物	1	式	48,000	
金具工事(扉)	同上樽栓及び菊座	1	式	10,000	
金具工事(扉)	門受金物	1	式	78,000	
金具工事(扉)	框補強金物	1	式	12,000	
金具工事(扉)	肘坪	1	式	116,000	
金具工事(扉)	化粧釘	1	式	64,000	
金具工事(扉)	運搬費	1	式	9,500	
計				450,000	

建築工事 中科目別内訳

本丸西塀重門及び長押塀					
科目名称	中科目名称	数量	単位	金額	備考
金具工事(長押塀)	柱付四葉樽栓及び菊座	1	式	14,500	
金具工事(長押塀)	同上探り金物	1	式	5,000	
金具工事(長押塀)	根巻化粧釘	1	式	15,000	
金具工事(長押塀)	煽り止め金物	1	式	9,000	
金具工事(長押塀)	運搬費	1	式	16,500	
計				60,000	
雑工事(柱)	笠木銅板取解及び復旧	1	式	30,000	
雑工事(柱)	柄振板銅板張	1	式	60,000	
計				90,000	

建築工事 中科目別内訳

本丸北堀重門及び長押扉					
科目名称	中科目名称	数量	単位	金額	備考
仮設工事 (扉)	建具吊込足場	1	式	140,000	
仮設工事 (扉)	養生費	1	式	20,000	
仮設工事 (扉)	運搬費	1	式	60,000	
仮設工事 (扉)	廃材処分費	1	式	20,000	
計				240,000	
仮設工事 (長押扉)	作業足場	1	式	120,000	
仮設工事 (長押扉)	養生費	1	式	20,000	
仮設工事 (長押扉)	運搬費	1	式	120,000	
仮設工事 (長押扉)	廃材処分費	1	式	20,000	
計				280,000	
木工事 (柱)	木材費	1	式	71,500	
木工事 (柱)	大工下間	1	式	725,000	
木工事 (柱)	釘金物等	1	式	23,500	
木工事 (柱)	養生費	1	式	20,000	
計				840,000	

建築工事 中科目別内訳

本丸北堀重門及び長押扉					
科目名称	中科目名称	数量	単位	金額	備考
左官工事	上塗り取解	1	式	60,360	
左官工事	中塗り取解	1	式	60,360	
左官工事	散り廻り塗	1	式	127,800	
左官工事	中塗り	1	式	196,170	
左官工事	上塗り (漆喰)	1	式	173,030	
左官工事	消耗品雑材料	1	式	30,797	
左官工事	クリーニング	1	式	79,464	
左官工事	廃材処分費	1	式	22,019	
計				750,000	
建具工事	南扉	1	式	1,560,000	
建具工事	北扉	1	式	980,000	
計				2,540,000	
金具工事	南扉	1	式	160,000	
金具工事	北扉	1	式	180,000	
計				340,000	

随意契約締結結果報告書

1 件名

「京都市犯罪被害者総合相談窓口」設置及び運営委託

2 担当所属名

文化市民局くらし安全推進部くらし安全推進課

3 契約締結日

令和5年4月1日

4 履行期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市上京区衣棚通出水上の御霊町63番地
公益社団法人 京都犯罪被害者支援センター

6 契約金額（税込み）

6,355,000円

7 契約内容

京都市犯罪被害者支援条例（以下「条例」という。）第9条第2項に規定する窓口を「京都市犯罪被害者総合相談窓口」として設置し、運営する業務を委託する。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

犯罪被害者等の求める支援は、保健福祉、医療、心のケア、住居、本市以外の行政機関にも関わる行政手続、法律相談等の広範囲に及ぶものであり、このような多岐にわたる支援を、被害直後から中長期にわたり、ワンストップで、かつ、総合的に行う必要がある。

従って、当該支援を行う「京都市犯罪被害者総合相談窓口」設置及び運営委託業務においては、適切に関係機関等と連携することが必須であるとともに、業務に携わる支援員には高い専門知識や豊富な経験が求められる。

公益社団法人京都犯罪被害者支援センターは、事件を取り扱った警察が必要と判断した場合に、犯罪被害者等の同意のうえで情報提供を行う「犯罪被害者等早期援助団体」として、京都府内で唯一京都府公安委員会の指定（平成15年10月17日）を受けている団体である。

また、同法人は平成10年の設立当時から犯罪被害者等に対する相談活動を継続的に行っており、電話・面談相談や直接支援等により、年間1,000件を超える支援実績を有している。

以上の理由から、現時点において、市域内において本業務を適切に遂行できる条件・能力を備えた唯一の団体として、引き続き、公益社団法人京都犯罪被害者支援センターを委託先として選定し、随意契約を行う。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項(地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 号)

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市民法律相談事業に係る業務委託
- 2 担当所属名
文化市民局くらし安全推進部消費生活総合センター
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区富小路通丸太町下る栢屋町1番地
京都弁護士会
- 6 契約金額（税込み）
22,987,269円
- 7 契約内容
京都市民法律相談事業として、京都市消費生活総合センター及び区役所・支所における相談業務を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
当該業務の実施に当たっては、本市が指定した日に、複数の弁護士を相談員としては配置する必要があるが、同一日における多数の弁護士の動員が可能であるとともに、担当弁護士が従事できないなどの突発的な事故が生じた場合であっても、代替弁護士の確保を確実に行える契約の相手方は京都弁護士会のみであることから、競争入札に適さない。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8「随意契約の理由」のとおり。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
（契約）マイナンバーカード申請窓口の開設等に係る企画・運營業務委託
- 2 担当所属名
文化市民局地域自治推進室マイナンバーカード企画推進担当
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和5年9月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都新宿区西新宿二丁目1番1号
キャリアリンク株式会社
- 6 契約金額（税込み）
229,947,347円
- 7 契約内容
マイナンバーカードを普及・促進させるため、昨年度実施していた「マイナンバーカード出張申請窓口」「マイナンバーカード申請サポート窓口」「マイナポイント申込手続支援」に加え、マイナンバーカードを既に申請した方に対し、これらの窓口において本人確認を行ったうえで後日カードを本人に郵送する「マイナンバーカード出張交付窓口」及び、マイナンバー制度やマイナンバーカードの利活用、マイナンバーカードに関する相談の受付等を実施する口座について新たに実施するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
契約の相手方の選定については、企画の内容、運営方法等について比較したうえで行う必要があることから、公募型プロポーザル方式により選定したところ、提案内容が優れていたため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり。

随意契約締結結果報告書

1 件名

(契約) マイナポイント第二弾の申込支援及びマイナンバーカードセンターの混雑対策に係る運営業務委託

2 担当所属名

文化市民局地域自治推進室マイナンバーカード企画推進担当

3 契約締結日

令和5年4月1日

4 履行期間

令和5年4月1日から令和5年5月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

東京都新宿区西新宿二丁目1番1号
キャリアリンク株式会社

6 契約金額 (税込み)

54,929,452円

7 契約内容

マイナポイント第二弾の申込が可能なマイナンバーカードの申請期限が令和5年9月末まで延長されたが、マイナンバーカードの申請件数の増加に伴い、マイナンバーカードの交付やマイナポイントの申込支援によるマイナンバーカードセンターへの来所者が増加しており、センターが混雑する状況が続いている。

については、マイナポイントの申込支援やセンターへの来所者への混雑対応等を実施する必要があることから、本業務について委託するもの。

8 随意契約の理由 (変更契約の場合は変更理由)

契約の相手方の選定については、企画の内容、運営方法等について比較したうえで行う必要があることから、公募型プロポーザル方式により選定したところ、提案内容が優れていたため。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり。

11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

(契約) 証明書発行コーナー及び各区役所・支所におけるマイナンバーカード交付予約等受付に係る運営業務

2 担当所属名

文化市民局地域自治推進室マイナンバーカード企画推進担当

3 契約締結日

(当初) 令和5年4月1日

(変更後) 令和5年6月1日

4 履行期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

東京都豊島区池袋2丁目65番18号

パーソルワークスデザイン株式会社

6 契約金額 (税込み)

(当初) 79,630,100円

(変更後) 89,250,700円

7 契約内容

証明書発行コーナーにおける予約制のカード交付、各区役所・支所における予約制のカード交付や電子証明書の更新等を実施するに当たり必要となる予約受付に係る一連の業務を実施するもの。

8 随意契約の理由 (変更契約の場合は変更理由)

《随意契約の理由》

契約の相手方の選定については、企画の内容、運営方法等について比較したうえで行う必要があることから、公募型プロポーザル方式により選定したところ、提案内容が優れていたため。

《変更理由》

「マイナポイント第2弾」においては、ポイントの受取りについて、令和5年2月末までに申請したマイナンバーカードで、同年9月末までにポイントの申込みを完了していることが必要とされている。このことから、4月及び5月の予約受付等の対応数が増加した。この状況は、6月及び7月においても、継続するものと予測している。

そのため、本社における6月及び7月の予約受付の電話回線の増設及び受付人員を増員するもの。

9 根拠法令

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 号)
- 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由
上記 8 のとおり。

11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

(単価契約) 令和5年度京都市マイナンバーカード交付関連業務従事者派遣 (6月追加)

2 担当所属名

文化市民局地域自治推進室マイナンバーカード企画推進担当

3 契約締結日

令和5年6月1日

4 履行期間

令和5年6月1日から令和6年9月30日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

東京都新宿区新宿4丁目3番17号 FORECAST新宿SOUTH 7階
株式会社ウィルエージェンシー

6 契約金額 (税込み)

(予定総額) 8,524,147円

7 契約内容

マイナンバーカードの更なる普及促進や消費喚起、デジタル社会の実現のため、国(総務省・デジタル庁・厚生労働省の連携)において、マイナポイント第二弾事業が実施されているが、マイナポイントの申込期限が令和5年9月末まで延長されたことから、今後もマイナンバーカードの交付やマイナポイントに関する問合せ等の増加が見込まれる状況に対応するため業務従事者を派遣するもの。

8 随意契約の理由 (変更契約の場合は変更理由)

現在、株式会社ウィルエージェンシーとの労働者派遣契約により、「マイナンバーカード交付関連業務」に係る派遣職員を京都市マイナンバーカードセンター等に配置している。

今回、派遣職員を増員するに当たり、仮に他の業者と契約を締結すると、既に派遣職員を派遣している株式会社ウィルエージェンシーと、他の業者の派遣職員が混在し、複数の指揮命令系統が存在することになり、業務の円滑な執行に支障が生じるおそれがある。

また、マイナンバーは、一般の個人情報以上に厳格な保護措置等が求められる特定個人情報と位置付けられており、業務を遂行するにあたっては、現在マイナンバーカード交付関連業務に従事している正職員、会計年度任用職員及び株式会社ウィルエージェンシーの派遣職員との緊密な連携が必須である。

これらに対応し、円滑に業務を執行できるのは、現在、既に派遣職員を派遣している株式会社ウィルエージェンシーのみであるため、契約の相手方に選定する。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 号)
- 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由
上記 8 のとおり。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
(契約)京都市内郵便局における住民基本台帳ネットワークシステム用のCS統合端末の新設作業
- 2 担当所属名
文化市民局地域自治推進室マイナンバーカード企画推進担当
- 3 契約締結日
令和5年6月1日
- 4 履行期間
令和5年6月1日から令和6年7月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区四条烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
日本電気株式会社
- 6 契約金額(税込み)
9,708,600円
- 7 契約内容
マイナンバーカードの電子証明書の発行・交付等業務を市内各郵便局に委託するにあたり、業務に必要となる住基ネットCS端末の設置作業について委託するもの。
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)
住民基本台帳ネットワークシステムは、日本電気株式会社が本市の仕様でシステム構築を行っており、当該システムに係る機器増設・移設、機器の設定及びLAN工事等の作業については、当該端末単独ではなく、当該システム全般に渡る十分な知識及び技術を持つ業者でなければ対応できないため。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

(契約) マイナポイント第二弾の申込支援及びマイナンバーカードセンターの混雑対策に係る運営業務委託(後続契約)

2 担当所属名

文化市民局地域自治推進室マイナンバーカード企画推進担当

3 契約締結日

令和5年6月1日

4 履行期間

令和5年6月1日から令和5年7月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

東京都新宿区西新宿二丁目1番1号
キャリアリンク株式会社

6 契約金額(税込み)

33,732,600円

7 契約内容

マイナポイント第二弾の申込が可能なマイナンバーカードの申請期限が令和5年9月末まで延長されたが、マイナンバーカードの申請件数の増加に伴い、マイナンバーカードの交付やマイナポイントの申込支援によるマイナンバーカードセンターへの来所者が増加しており、センターが混雑する状況が続いている。

については、引き続き、マイナポイントの申込支援やセンターへの来所者への混雑対応等を実施する必要があることから、令和5年4月1日付けで契約した「マイナポイント第二弾の申込支援及びマイナンバーカードセンターの混雑対策に係る運営業務委託」について委託するもの。

8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)

令和5年6月以降の本契約については、令和5年当初契約に係る受託者の選定に当たり実施した公募型プロポーザルにおいて、見積書を徴取し評価するとともに、プロポーザル説明書に記載しているとおり、マイナポイント第二弾の申込期限延長やマイナンバーカードセンターの混雑が見込まれる場合には、引き続き、受託業者と委託契約(後続契約)を締結することとしているところであり、令和5年当初契約については、契約の目的が達成できていると認められるため、引き続き同社を委託先に選定したもの。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治

法施行令第167条の2第1項第 号)

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり。

11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

(契約) マイナポイント第二弾の申込支援及びマイナンバーカードセンターの混雑対策に係る運営業務委託(後続契約(その2))

2 担当所属名

文化市民局地域自治推進室マイナンバーカード企画推進担当

3 契約締結日

令和5年8月1日

4 履行期間

令和5年8月1日から令和5年9月30日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

東京都新宿区西新宿二丁目1番1号
キャリアリンク株式会社

6 契約金額(税込み)

44,308,770円

7 契約内容

マイナポイント第二弾の申込が可能なマイナンバーカードの申請期限が令和5年9月末まで延長されたが、マイナンバーカードの申請件数の増加に伴い、マイナンバーカードの交付やマイナポイントの申込支援によるマイナンバーカードセンターへの来所者が増加しており、センターが混雑する状況が続いている。

については、引き続き、マイナポイントの申込支援やセンターへの来所者への混雑対応等を実施する必要があることから、令和5年4月1日付けで契約した「マイナポイント第二弾の申込支援及びマイナンバーカードセンターの混雑対策に係る運営業務委託」について委託するもの。

8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)

令和5年6月以降の本契約については、令和5年当初契約に係る受託者の選定に当たり実施した公募型プロポーザルにおいて、見積書を徴取し評価するとともに、プロポーザル説明書に記載しているとおり、マイナポイント第二弾の申込期限延長やマイナンバーカードセンターの混雑が見込まれる場合には、引き続き、受託業者と委託契約(後続契約)を締結することとしているところであり、令和5年当初契約及び後続契約(期間:令和5年6月1日~7月31日)については、契約の目的が達成できていると認められるため、引き続き同社を委託先に選定したものの。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治

法施行令第167条の2第1項第 号)

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり。

11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

(単価契約) 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する京都市と日本郵便株式会社との契約

2 担当所属名

文化市民局地域自治推進室マイナンバーカード企画推進担当

3 契約締結日

令和5年8月21日

4 履行期間

令和5年8月21日から令和6年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪府中央区北浜東3-9

日本郵便株式会社

6 契約金額 (税込み)

(予定総額) 12,584,352円

7 契約内容

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律の規定が改正され、地方公共団体は電子証明書の発行・更新等に係る事務を当該地方公共団体が指定した郵便局において取り扱わせることができることとなった。令和5年2月市会における議決を経て今回契約を取り交わすもの。

8 随意契約の理由 (変更契約の場合は変更理由)

本契約においては、郵便局におけるマイナンバーカード申請支援事務であるため、各事務実施郵便局へ実施場所及び申請支援役務の提供を求めるものである。本件申請支援業務については、日本郵便株式会社近畿支社において管轄郵便局との連絡調整及び契約事務の取りまとめを行っていることから、他社において履行することは不可能である。

そのため、京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン2-2(1)イ(特定の1者でなければ提供できない役務に係る契約)から、日本郵便近畿支社と随意契約を取り交わすもの。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
電力調達（北区役所・本庁舎）について
- 2 担当所属名
北区役所 地域力推進室
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日～令和6年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
関西電力株式会社
大阪市北区中之島3丁目6番16号
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額） 7,607,730円
- 7 契約内容
北区役所本庁舎への電力供給
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
競争入札を実施したが、入札が不成立となった。急遽見積もり合わせを行ったところ、関西電力からのみ見積書の提出があり契約に至った。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第8号
- 10 契約の相手方の選定理由
8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
電力調達（上京区役所）について
- 2 担当所属名
上京区役所 地域力推進室
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日～令和6年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
関西電力株式会社
大阪市北区中之島3丁目6番16号
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額） 16,736,963円
- 7 契約内容
上京区役所への電力供給
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
競争入札を実施したが、入札が不成立となった。急遽見積もり合わせを行ったところ、関西電力からのみ見積書の提出があり契約に至った。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号
- 10 契約の相手方の選定理由
8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
電力調達（左京区役所）について
- 2 担当所属名
左京区役所 地域力推進室
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日～令和6年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
関西電力株式会社
大阪市北区中之島3丁目6番16号
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額） 22,185,230円
- 7 契約内容
左京区役所への電力供給
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
競争入札を実施したが、入札が不成立となった。急遽見積もり合わせを行ったところ、関西電力からのみ見積書の提出があり契約に至った。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第8号
- 10 契約の相手方の選定理由
8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
電力調達（中京区役所）について
- 2 担当所属名
中京区役所 地域力推進室
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日～令和6年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
関西電力株式会社
大阪市北区中之島3丁目6番16号
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額） 18,142,846円
- 7 契約内容
中京区役所への電力供給
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
競争入札を実施したが、入札が不成立となった。急遽見積もり合わせを行ったところ、関西電力からのみ見積書の提出があり契約に至った。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号
- 10 契約の相手方の選定理由
8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
電力調達（東山区役所・北館）について
- 2 担当所属名
東山区役所 地域力推進室
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日～令和6年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
関西電力株式会社
大阪市北区中之島3丁目6番16号
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額） 26,221,689円
- 7 契約内容
東山区役所・北館への電力供給
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
競争入札を実施したが、入札が不成立となった。急遽見積もり合わせを行ったところ、関西電力からのみ見積書の提出があり契約に至った。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号
- 10 契約の相手方の選定理由
8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
電力調達（東山区役所・南館）について
- 2 担当所属名
東山区役所 地域力推進室
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日～令和6年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
関西電力株式会社
大阪市北区中之島3丁目6番16号
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額） 10,699,793円
- 7 契約内容
東山区役所・南館への電力供給
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
競争入札を実施したが、入札が不成立となった。急遽見積もり合わせを行ったところ、関西電力からのみ見積書の提出があり契約に至った。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第8号
- 10 契約の相手方の選定理由
8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
電力調達（山科区役所）について
- 2 担当所属名
山科区役所 地域力推進室
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日～令和6年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
関西電力株式会社
大阪市北区中之島3丁目6番16号
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額） 9,863,495円
- 7 契約内容
山科区役所への電力供給
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
競争入札を実施したが、入札が不成立となった。急遽見積もり合わせを行ったところ、関西電力からのみ見積書の提出があり契約に至った。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号
- 10 契約の相手方の選定理由
8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
電力調達（下京区役所）について
- 2 担当所属名
下京区役所 地域力推進室
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日～令和6年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
関西電力株式会社
大阪市北区中之島3丁目6番16号
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額） 15,359,665円
- 7 契約内容
下京区役所への電力供給
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
競争入札を実施したが、入札が不成立となった。急遽見積もり合わせを行ったところ、関西電力からのみ見積書の提出があり契約に至った。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号
- 10 契約の相手方の選定理由
8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
電力調達（南区役所）について
- 2 担当所属名
南区役所 地域力推進室
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日～令和6年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
関西電力株式会社
大阪市北区中之島3丁目6番16号
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額） 8,752,525円
- 7 契約内容
南区役所への電力供給
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
競争入札を実施したが、入札が不成立となった。急遽見積もり合わせを行ったところ、関西電力からのみ見積書の提出があり契約に至った。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号
- 10 契約の相手方の選定理由
8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
電力調達（右京区役所京北出張所）について
- 2 担当所属名
右京区役所京北出張所 地域力推進室
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日～令和6年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
関西電力株式会社
大阪市北区中之島3丁目6番16号
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額） 7,810,487円
- 7 契約内容
右京区役所京北出張所への電力供給
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
競争入札を実施したが、入札が不成立となった。急遽見積もり合わせを行ったところ、関西電力からのみ見積書の提出があり契約に至った。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号
- 10 契約の相手方の選定理由
8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
電力調達（西京区役所・本所）について
- 2 担当所属名
西京区役所・本所 地域力推進室
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日～令和6年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
関西電力株式会社
大阪市北区中之島3丁目6番16号
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額） 6,262,587円
- 7 契約内容
西京区役所・本所への電力供給
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
競争入札を実施したが、入札が不成立となった。急遽見積もり合わせを行ったところ、関西電力からのみ見積書の提出があり契約に至った。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第8号
- 10 契約の相手方の選定理由
8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
電力調達（西京区役所洛西支所）について
- 2 担当所属名
西京区役所洛西支所 地域力推進室
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日～令和6年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
関西電力株式会社
大阪市北区中之島3丁目6番16号
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額） 13,782,489円
- 7 契約内容
西京区役所洛西支所への電力供給
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
競争入札を実施したが、入札が不成立となった。急遽見積もり合わせを行ったところ、関西電力からのみ見積書の提出があり契約に至った。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号
- 10 契約の相手方の選定理由
8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
電力調達（伏見区役所）について
- 2 担当所属名
伏見区役所 地域力推進室
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日～令和6年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
関西電力株式会社
大阪市北区中之島3丁目6番16号
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額） 14,291,308円
- 7 契約内容
伏見区役所への電力供給
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
競争入札を実施したが、入札が不成立となった。急遽見積もり合わせを行ったところ、関西電力からのみ見積書の提出があり契約に至った。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号
- 10 契約の相手方の選定理由
8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
電力調達（伏見区役所深草支所）について
- 2 担当所属名
伏見区役所深草支所 地域力推進室
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日～令和6年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
関西電力株式会社
大阪市北区中之島3丁目6番16号
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額） 14,236,408円
- 7 契約内容
伏見区役所深草支所への電力供給
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
競争入札を実施したが、入札が不成立となった。急遽見積もり合わせを行ったところ、関西電力からのみ見積書の提出があり契約に至った。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号
- 10 契約の相手方の選定理由
8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
電力調達（伏見区役所醍醐支所）について
- 2 担当所属名
伏見区役所醍醐支所 地域力推進室
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日～令和6年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
関西電力株式会社
大阪市北区中之島3丁目6番16号
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額） 8,631,745円
- 7 契約内容
伏見区役所醍醐支所への電力供給
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
競争入札を実施したが、入札が不成立となった。急遽見積もり合わせを行ったところ、関西電力からのみ見積書の提出があり契約に至った。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号
- 10 契約の相手方の選定理由
8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和5年度（4月から6月まで）市民しんぶん等配布委託
- 2 担当所属名
文化市民局地域自治推進室
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和5年6月30日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市南区吉祥院長田町3-2
株式会社デリバリーサービス
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）12,746,899円
- 7 契約内容
広報物（市民しんぶん全市版・区民版、ポスター、パンフレット、チラシ、選挙公報）を市政協力委員へ配布する業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
市政協力委員の改選時期（4～6月）には、市民しんぶん等受渡時にも配送先の変更や受渡方法の指示等が頻繁に行われるため、配布業者にも柔軟な対応が求められる。業務に不慣れな新規の業者では、市政協力委員とのトラブルや市民しんぶんの配送を発行日までに完了できない等のケースが発生する恐れがあることから、配送業務が混乱する可能性のある市政協力委員の改選時期においては、業務に精通している令和4年度配送委託業者と契約する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
令和4年度の配送委託業者であり、業務に精通しているため。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
時代に即した区庁舎整備のあり方検討調査（南区役所）
- 2 担当所属名
文化市民局 地域自治推進室
- 3 契約締結日
令和5年5月24日
- 4 履行期間
令和5年5月25日から令和5年12月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都中央区明石8-1
株式会社山下PMC
- 6 契約金額（税込み）
6,820,000円
- 7 契約内容
昭和41年度竣工と最も建築年次が古い南区役所について、老朽化の対応を検討する必要があるため、最適な区庁舎整備の手法等について調査を行うもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
時代に即した区庁舎整備のあり方検討調査（南区役所）に係る委託業務については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による、「契約の相手方の能力、技術、センス、経験に基づくノウハウ等により履行内容又は履行方法その他に顕著な差異が現れるものに係る契約であって、契約の相手方によって履行の内容又は、方法が異なるため、仕様書等で具体的に契約の内容を規定するものが困難なもの（情報システム開発、イベント、企画、調査、デザイン、研修講師、事務のアウトソーシング、工事の設計等の契約が該当する可能性があると考えられる。）」に該当するため、プロポーザルにより、事業者の能力、提案を評価することで、契約の相手方を選定した。
提出された企画提案書に基づき、提案内容、業務体制、実績等について審査した結果、審査委員の評価点の合計が満点の6割以上を獲得し、かつ、最も評価点が高かったのが、株式会社山下PMCであったため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
土日開所・市民窓口システムバックアップ機器等保守
- 2 担当所属名
文化市民局地域自治推進室
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
市民窓口システムハードウェア及びプログラムプロダクト保守に係るコンソーシアム
- 6 契約金額（税込み）
11,057,112円
- 7 契約内容
土日開所・バックアップシステムハードウェア及びソフトウェア保守の委託契約について、日本電気株式会社を代表とするコンソーシアムを契約相手方として委託するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
土日開所・バックアップシステムは、本市独自の仕様によるシステムであるため、保守管理を行うためには、当該システムに係る十分な知識及び技術を持つ必要がある。また、関連システム（住民基本台帳システム、住民基本台帳ネットワークシステム）との連携について熟知していなければ、障害時に迅速に対応を行い、業務を復旧させることはできない。これらの条件を満たすのは、当該システムの開発業者である契約相手方に限られることから、地方自治法施行令167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行う。
※京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン2-(1)-イ-(オ)に該当。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
市民窓口システム用機器に係る S E サポート
- 2 担当所属名
文化市民局地域自治推進室
- 3 契約締結日
令和 5 年 4 月 1 日
- 4 履行期間
令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町 8 京都三井ビルディング
市民窓口システム用機器に係る S E サポートに係るコンソーシアム
- 6 契約金額（税込み）
9, 9 0 0, 0 0 0 円
- 7 契約内容
市民窓口システム及び市民窓口課端末機器の障害発生時の調査及びその復旧に向けた作業を実施する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
市民窓口システム（住民基本台帳事務用システム）は、本市独自の仕様によるシステムであることから、当該システムの保守管理を行うことができ、また、障害時に迅速に対応できる業者は、システムの開発元であり、仕様等に関して十分な知識及び技術を有する契約相手方に限られる。
そのため、地方自治法施行令 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、同相手方と随意契約を行う。
※京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン 2-(1)-イ-(オ)に該当。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項(地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 号)
 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記 8 のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
証明書コンビニ交付システム保守業務
- 2 担当所属名
文化市民局地域自治推進室
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
日本電気株式会社 京都支社
- 6 契約金額（税込み）
10,350,120円
- 7 契約内容
証明書コンビニ交付システムに係るハードウェア、ソフトウェア及びシステム運用保守
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
証明書コンビニ交付システムは、日本電気株式会社が開発したパッケージソフトウェアを利用して構築されていることから、安定的かつ確実な保守業務を行える業者は、システムの仕様を熟知している同社に限られる。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
住民記録システム及び印鑑登録システムの標準準拠システムへの移行に係る
ガバメントクラウド環境設定委託
- 2 担当所属名
文化市民局地域自治推進室
- 3 契約締結日
令和5年9月29日
- 4 履行期間
令和5年9月29日から令和6年3月29日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
住民記録システム及び印鑑登録システムの標準準拠システムへの移行に係る
ガバメントクラウド環境設定コンソーシアム
代表者 京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
- 6 契約金額（税込み）
41,971,875円
- 7 契約内容
住民記録システム及び印鑑登録システムの標準準拠システムへ移行するため、ガバメントクラウド環境設定を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本件契約は既存契約と接続して行う必要がある委託業務であり、アプリケーション事業者以外の者から調達をした場合、システム構築時又は稼働後にシステム障害が生じた際に、迅速なシステム復旧に支障を生じさせるおそれが極めて高く、住民記録システム等の稼働運用に著しい支障が生じ、本市における住民基本台帳事務が実施できなくなるおそれがあるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
戸籍システム パッケージ保守
- 2 担当所属名
文化市民局地域自治推進室
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
26,203,980円
- 7 契約内容
本市が運用する戸籍電算システムについては、標準搭載されているパッケージプログラムを適宜に更新（機能強化）し、法改正・仕様書改訂への対応及び不具合修正等を行う必要があるため、パッケージ開発業者との保守契約を締結するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本市の戸籍システムは、日本電気株式会社が開発したパッケージプログラム（REPROS-X）を使用しており、当該プログラムの機能強化等の作業を実施できるのは、開発元である同社に限られるため。
※ 京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン2-(1)-イ-(オ)に該当。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
戸籍システム サポートセンター業務委託
- 2 担当所属名
文化市民局地域自治推進室
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
戸籍システム サポートセンター業務委託に係るコンソーシアム
- 6 契約金額（税込み）
6,435,000円
- 7 契約内容
戸籍システムの円滑な運用支援を目的として、システムの操作方法や電算化後の戸籍事務に関する問合せに対応するため、戸籍システムサポートセンター業務を日本電気株式会社を代表とする戸籍システムサポートセンター業務委託に係るコンソーシアムに委託するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本市の戸籍システムは、日本電気株式会社が構築したREPROS-Xを使用していること及びREPROS-Xの操作方法及び問合せに対応できるサポートセンターを設置している業者が、株式会社IRCデータ・プロ・テクニカ以外にないことから、両社で形成されるコンソーシアムを相手方とする。
※ 京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン2-(1)-イ-(ウ)に該当。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他 戸籍システム パッケージ保守

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
戸籍システム 運用保守業務委託
- 2 担当所属名
文化市民局地域自治推進室
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
戸籍システム 運用保守業務委託に係るコンソーシアム
- 6 契約金額（税込み）
13,376,000円
- 7 契約内容
戸籍電算システムの安定的な稼働を確保するため、開発業者（日本電気株式会社）を代表とするコンソーシアムに運用保守業務の委託を行うもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本市の戸籍システムは、日本電気株式会社が開発したパッケージソフトウェア（REPRO S-X）を基に構築されていることから、安定的な保守業務を行うことができるのは、システムの仕様を熟知している同社及び関連会社に限られる。
なお、日本電気株式会社は、NECソリューションイノベータ株式会社と共同して契約を履行するとしていることから、日本電気株式会社及びNECソリューションイノベータ株式会社で形成されるコンソーシアムを契約相手方とする。
なお、関連会社であるNECソリューションイノベータ株式会社は、他都市における戸籍システムに関する運用保守実績があり、その運用体制が確立されている。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

令和5年度京都市人権資料展示施設「ツラッティ千本」における人権啓発事業等実施業務委託について

2 担当所属名

文化市民局 共生社会推進室

3 契約締結日

令和5年4月1日

4 履行期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市北区紫野北舟岡町44番地3
特定非営利活動法人 くらしネット21

6 契約金額（税込み）

5,999,400円

7 契約内容

京都市人権資料展示施設「ツラッティ千本」において実施する令和5年度人権啓発事業として、次の事項を委託する。

- (1) 資料展示業務
- (2) 来館者対応業務
- (3) 歴史的資料等の調査・収集等業務
- (4) 人権研修業務
- (5) 日常管理業務

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本件委託業務は、資料展示、来館者対応及び日常管理業務といった定型的な業務のみならず、千本地域に関する歴史的資料等の調査・収集、来館者への展示内容の説明や人権研修といった内容も含む。

したがって、委託先を選定するに当たっては、同和問題等の様々な人権課題への理解とともに、千本地域の歴史、まちの変遷やまちづくり運動の歩み等についての相当程度の専門的な知識を有し、確実に業務を遂行する能力の有無により判断する必要があるところ、千本地域におけるまちづくり事業と併せ、地域住民の生活と人権を守る取組をしている、特定非営利活動法人くらしネット21以外に適当な者がいないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、上記委託先と随意契約を締結しようとするものである。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 号)

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市人権資料展示施設「柳原銀行記念資料館」における人権啓発事業等実施業務委託
- 2 担当所属名
文化市民局 共生社会推進室
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区下之町6-3 柳原銀行記念資料館内
柳原銀行記念資料館運営委員会
- 6 契約金額（税込み）
6,832,800円
- 7 契約内容
京都市人権資料展示施設「柳原銀行記念資料館」において実施する令和5年度人権啓発事業として、次の事項を委託する。
 - (1) 資料展示業務
 - (2) 来館者対応業務
 - (3) 歴史的資料等の調査・収集等業務
 - (4) 人権研修業務
 - (5) 日常管理業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

委託業務については、資料展示、来館者対応及び日常管理業務といった定型的な業務はもとより、崇仁地域に関する歴史的資料等の調査・収集・研究や来館者への展示内容の説明や研修等についても、その内容としている。

よって、委託先を選定するに当たっては、同和問題等の様々な人権課題についての理解に加え、崇仁地域の歴史、まちの変遷やまちづくり運動の歩み等についての相当程度の専門的な知識を有し、確実に業務を遂行できるか否かで判断する必要がある。

当該委託業務に当たって適当な者が、崇仁地域の発展に寄与することを目的に地元で発足された「柳原銀行記念資料館運営委員会」以外ことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、上記委託先と随意契約を締結しようとするものである。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項(地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 号)

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市ドメスティック・バイオレンス(DV)相談支援センターの業務委託
- 2 担当所属名
文化市民局 共生社会推進室
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市右京区山ノ内宮脇町9
社会福祉法人宏量福祉会
- 6 契約金額(税込み)
47,648,000円
- 7 契約内容
京都市DV相談支援センター業務(相談・支援業務、建物管理、その他業務)

8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)

本委託業務のうち、「相談・支援業務」の実施においては、①DVに関する専門性、②相談業務の技術、③一時保護・自立支援など、幅広い知識が必要不可欠であるほか、DV被害者と相談員の信頼関係を築き、継続的な支援を行っていくことが重要である。更に、「被害者の緊急時の安全の確保」については、安全確保における実績を有するのは母子生活支援施設に限られるため、④母子生活支援施設を運営している団体である必要があり、委託先の選定に当たっては、これらすべての条件を満たしている必要がある。

契約の相手方である事業者は、母子生活支援施設を運営し、緊急時の安全確保の実績があり、離婚やDV等を理由として入所している母子の人間形成と社会適応を図るため、自立生活の促進に向けた支援や施設退所者の相談その他の援助を実施するなど、DVに関する専門的知識、相談技術等及び自立生活の支援に向けた関係機関との連携・調整の能力を有するほか、市内に被害者を一時保護するためのシェルターを運営している。

また、当法人は、京都市DV相談支援センター開所時から業務を受託しており、当業務についての実績が豊富であり、実績のある者は他にない。

以上のことから、契約の目的を達成するためには能力これらの条件を満たすことが必要である契約であって、個々の条件については、それを満たすものが複数存在するが、すべての条件を満たすものが1者に特定されるため、当法人を契約の相手方として選定し、随意契約を行った。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 号)

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

8 随意契約の理由に同じ。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
不安を抱える女性に寄り添った相談支援事業に係る業務委託
- 2 担当所属名
文化市民局 共生社会推進室
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区東洞院通六角下る御射山町262番地
京都市男女共同参画センター内
公益財団法人京都市男女共同参画推進協会
- 6 契約金額（税込み）
8,200,000円
- 7 契約内容
不安を抱える女性に寄り添った相談支援事業に係る業務（相談事業及び居場所づくり（ピアサポート）事業）
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
当該委託業務のうち、「相談事業」に関する業務の実施においては、DVをはじめとした女性が直面する様々な問題について相談を実施できる専門性、相談業務の技術、一時保護、自立支援など、幅広い分野に係る知識が必要不可欠である。（条件1）
本委託業務のうち、「居場所づくり（ピアサポート）に関する業務」の実施においては、地域での効果的な居場所の実情を把握し、利用者のニーズや困難を理解していることに加え、女性の様々な相談に対応できるノウハウが必要となる。（条件2）
契約の相手方である事業者は、令和3年度から本委託事業を受託しているほか、平成18年度以降、本市の男女共同参画施策推進の中核施設である京都市男女共同参画推進センターの指定管理者として、市民の多様ニーズに対応した相談業務を担い、NPOや大学等研究機関、女性団体、京都市DV相談支援センターをはじめとする各種関係機関との有機的な連携を有している。さらに、令和3年度、地域での効果的な居場所運営のため、地域において女性支援を行っている団体等に聞き取り調査を行っており、利用者のニーズや困難を理解しているといえる。
本件委託契約の実施のためには、上記条件1及び2を満たすことが必要であって、条件1については、それを満たすものが複数存在するが、2つの条件を満たすものが1者に特定されるため、当法人を契約の相手方として選定し、随意契約を行った。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

8 随意契約の理由に同じ。

11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市共生社会推進室分室整備工事設計業務委託
ただし、耐震改修その他工事実施設計業務委託

2 担当所属名

文化市民局 共生社会推進室

3 契約締結日

令和5年6月27日

4 履行期間

契約の日の翌日から令和6年1月31日

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区西ノ京池ノ内町19番地11御池KSビル
株式会社コム・キューブ

6 契約金額（税込み）

9,735,000円

7 契約内容

先に実施した耐震診断において、耐震改修が必要と判明した共生社会推進室分室について、現行の耐震診断基準での再診断及び補強計画の見直し、並びに、耐震改修工事の実施設計とそれに伴い必要となる現状復旧工事、外壁及び屋上防水改修工事、その他設備改修工事の実施設計を行う。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

当該業務委託については、契約課入札を行ったが、令和5年6月8日の開札において、株式会社コム・キューブ（以下「当該者」という。）のみの入札となり、また、当該者の入札額が最低制限価格未満であったため、入札が不成立となったため。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 8 号

10 契約の相手方の選定理由

随意契約を締結するため、当該者を含め、同業者（建設設計Aランク）6者に見積書の提出を依頼したが、当該者を除く5者については、業務繁忙等の理由により対応不可であり、提出があったのは当該者のみであった。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市男女共同参画センター整備工事設計業務委託
ただし、天井その他改修工事基本設計及び実施設計業務委託
- 2 担当所属名
文化市民局 共生社会推進室
- 3 契約締結日
令和5年7月18日
- 4 履行期間
契約の日の翌日から令和6年3月15日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区壬生花井町23柴ビル
株式会社みやこ設備設計
- 6 契約金額（税込み）
11,440,000円
- 7 契約内容
特定天井対策工事、防水改修工事とこれに伴い必要となる空調衛生設備工事及び外壁改修工事に係る基本実施設計業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
当該業務委託について契約課入札を行ったが、令和5年6月14日の開札において、応札者がなかったため入札が不成立となった。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 8 号
- 10 契約の相手方の選定理由
随意契約を締結するため、当該者を含め、建設設計事業者9者（Aランク6者、Bランク3者）に見積書の提出を依頼したが、当該者を除く8者については、業務繁忙等の理由により対応不可であり、提出があったのは当該者のみであった。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
宝が池公園スケートボード場等整備に伴う実施設計業務委託（園路整備他）
- 2 担当所属名
文化市民局市民スポーツ振興室
- 3 契約締結日
（当初）令和5年3月17日
（変更後）令和5年7月24日
- 4 履行期間
令和5年3月18日から令和5年7月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区七条通木屋町上る大宮町205番地
株式会社エース
- 6 契約金額（税込み）
（当初）8,250,000円
（変更後）9,456,700円
- 7 契約内容
宝が池公園スケートボード場等の整備に伴う実施設計業務を行うもの
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
打ち合わせ回数の変更によるもの。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由
宝が池公園において、令和5年度にスケートボード場のメインパーク及びミニパークの整備予定していたが、設計を進める中で、各パーク間の園路整備も同時に行う必要が生じた。園路の整備について、令和5年度中に整備する必要があるスケートボード場と同時に整備するためには、令和5年3月から詳細設計を開始し、遅くとも9月には工事の契約をする必要がある。よって、本業務委託に関する入札期間が確保できないことから、緊急随契を行い、見積合わせの結果最も安価を提示した業者を選定した。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和5年度 京都府・市町村共同公共施設案内予約システム運用業務委託
- 2 担当所属名
文化市民局市民スポーツ振興室
- 3 契約締結日
令和5年4月1日
- 4 履行期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都スポーツネットワーク 京都市右京区西京極新明町1番地
公益財団法人京都市スポーツ協会
- 6 契約金額（税込み）
22,259,600円
- 7 契約内容
京都府・市町村共同公共施設案内予約システムの運用を行うもの
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
京都スポーツネットワークは公益財団法人京都市スポーツ協会が代表者を務める指定管理者グループであり、施設利用者の予約・貸出・使用料徴収を行う「京都市スポーツ情報提供システム」（以下「旧システム」という。）を運用してきた。また、旧システムの仕様を継承した「京都府・市町村共同公共施設案内予約システム」への移行作業やその後のシステム運用を行うなど、運用ノウハウ及びシステム保守担当業者との調整能力をも有している。
これらのことから、同協会を代表とする京都スポーツネットワークに業務委託することが必要不可欠であるため、随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
西京極総合運動公園における民間活力導入具体化検討・調査業務委託について
- 2 担当所属名
文化市民局市民スポーツ振興室
- 3 契約締結日
令和5年4月21日
- 4 履行期間
令和5年4月21日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市西区土佐堀二丁目2番4号
株式会社日本総合研究所 大阪本社
- 6 契約金額（税込み）
6,996,000円
- 7 契約内容
令和4年度に取りまとめた西京極総合運動公園の整備・運営における民間活力導入可能性調査の結果を踏まえ、西院公園を含めた現況調査やサウンディング調査等を実施するもの
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本事業の実施に当たっては、民間参入が可能な公園のモデルプランや事業手法の構築、行政の求める要求水準と民間が求める事業要望との折衝、事業に係る協定及び契約に関する官民間の条件整理等を積み上げていく必要がある。そのためには、知識や専門性だけでなく、前年度調査で本事業に関心を示した事業者等と継続して対話することが前提となることから、その協力を得るための信頼関係が必須となる。
本市の考え方や各事業者等の意向を熟知していない者が本業務を受託する場合は、各事業者との信頼関係を醸成し、そのうえで事業者等にノウハウを開示させなければならない。これには相当の期間を要し、所要の期限内に履行期限を設定するときは所要の成果を求めることができないことが明らかであるため、同社と随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都アクアリーナ ダイビングボード（飛込競技用）の購入
- 2 担当所属名
文化市民局市民スポーツ振興室
- 3 契約締結日
令和5年4月24日
- 4 履行期間
令和5年4月24日から令和6年3月22日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2-26-4 第3安田ビル2階
株式会社ウイーク
- 6 契約金額（税込み）
7,150,000円
- 7 契約内容
京都アクアリーナ ダイビングボード（飛込競技用）の購入
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
飛板は、アメリカのデュラフレックス社製の製品が唯一の公認品であり、また、飛板の更新設置時には、競技規則に適合するよう必要な調整・整備を行い、日本水泳連盟の承認を受ける必要がある。デュラフレックス社からの輸入及び設置時の調整整備等の一連を行えるのは、デュラフレックス社の正規輸入代理店である株式会社ウイークのみであるため、随意契約とする。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
西京極総合運動公園プール（京都アクアリーナ）のメインプールに係る水深調整設備部品点検整備業務委託
- 2 担当所属名
文化市民局市民スポーツ振興室
- 3 契約締結日
令和5年5月19日
- 4 履行期間
令和5年5月19日から令和5年10月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
兵庫県神戸市兵庫区和田崎町一丁目1番1号
三菱重工機械システム株式会社
- 6 契約金額（税込み）
17,270,000円
- 7 契約内容
当該施設のメインプールに係る水深調整設備について、経年劣化により点検整備を行うもの
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
メインプールの水深調整設備においては、各制御機器と密接に関連している。これらの機能を損なうことなく当該設備の点検整備が可能な事業者は、当該設備を設置し、構成を熟知している会社のみであるため随意契約とする。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市西京極総合運動公園整備工事 ただし、プール施設自動火災報知設備改修工事
- 2 担当所属名
文化市民局市民スポーツ振興室
- 3 契約締結日
令和5年6月21日
- 4 履行期間
令和5年6月22日から令和6年3月15日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市南区唐橋西平垣町7番地2
能美防災株式会社 京都支社
- 6 契約金額（税込み）
102,498,000円
- 7 契約内容
西京極総合運動公園プール施設の自動火災報知設備の改修工事を行うもの
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
西京極総合運動公園プール施設の自動火災報知設備改修について、既設設備は能美防災株式会社製であり、改修を行うに当たっては、互換性のある当社製品以外では本件契約の目的を達成できない。したがって、当該業者でしか業務を遂行できないため随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

工事費内訳

名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
直接工事費				
電気設備工事	1	式		
計				
共通費				
共通仮設費	1	式		
現場管理費	1	式		
一般管理費等	1	式		
計				
工事価格	1	式		
消費税等相当額	1	式		消費税率 10 %
工事費	1	式		

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都アクアリーナにおけるエレベーター機能維持修繕
- 2 担当所属名
文化市民局市民スポーツ振興室
- 3 契約締結日
令和5年8月18日
- 4 履行期間
令和5年8月18日から令和5年11月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市南区上鳥羽大物町28 シグマビル4F
日本オーチス・エレベータ株式会社 京都支店
- 6 契約金額（税込み）
6,820,000円
- 7 契約内容
京都アクアリーナにおけるエレベーター機能維持修繕を行うもの
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本件、京都アクアリーナにおけるエレベーター機能維持修繕について、既設のエレベーターは日本オーチス・エレベータ株式会社製であり、修繕を行うに当たって、他社では機能を維持できる保証が無く、今後のメンテナンス等に支障をきたすこととなる。そのため、本契約の目的を達成できるのは、日本オーチス・エレベータ株式会社のみであるため、随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他